

平成 2 8 年 定例第 1 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 2 8 年 3 月 3 日

閉 会 平成 2 8 年 3 月 1 8 日

新 得 町 議 会

平成 2 8 年定例第 1 回新得町議会会議録目次

第 1 日 (2 8 . 3 . 3)

○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5
○日程第 2 会期の決定	5
○諸般の報告(第 1 号)	5
○行政報告	6
○日程第 3 議案第 1 6 号から 議案第 2 8 号まで 町政執行方針並びに提出議案説明	7
議案第 1 6 号 財産の無償貸付について	
議案第 1 7 号 行政不服審査会条例の制定について	
議案第 1 8 号 手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 9 号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	
議案第 2 0 号 保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 2 1 号 屈足レイクサイドスポーツ施設設置条例の一部を改正する 条例の制定について	
議案第 2 2 号 平成 2 8 年度新得町一般会計予算	
議案第 2 3 号 平成 2 8 年度新得町国民健康保険事業特別会計予算	
議案第 2 4 号 平成 2 8 年度新得町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 2 5 号 平成 2 8 年度新得町介護保険特別会計予算	
議案第 2 6 号 平成 2 8 年度新得町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 2 7 号 平成 2 8 年度新得町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 2 8 号 平成 2 8 年度新得町水道事業会計予算	
○日程第 4 報告第 3 号 専決処分の報告について	1 6
○日程第 5 報告第 4 号 専決処分の報告について	1 6
○日程第 6 報告第 5 号 専決処分の報告について	1 6
○日程第 7 選挙第 1 号 選挙管理委員、同補充員の選挙について	1 6

○日程第 8	議案第 3 号	公平委員会委員の選任同意について	1 7
○日程第 9	議案第 4 号	新得町過疎地域自立促進市町村計画について	1 9
○日程第 1 0	議案第 5 号	定住自立圏の形成に関する協定の変更について	2 0
○日程第 1 1	議案第 6 号	町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	2 1
○日程第 1 2	議案第 7 号	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 1
○日程第 1 3	議案第 8 号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	2 2
○日程第 1 4	議案第 9 号	指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2 3
○日程第 1 5	議案第 1 0 号	平成 2 7 年度新得町一般会計補正予算	2 4
○日程第 1 6	議案第 1 1 号	平成 2 7 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算	3 1
○日程第 1 7	議案第 1 2 号	平成 2 7 年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算	3 2
○日程第 1 8	議案第 1 3 号	平成 2 7 年度新得町介護保険特別会計補正予算	3 3
○日程第 1 9	議案第 1 4 号	平成 2 7 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算	3 3
○日程第 2 0	議案第 1 5 号	平成 2 7 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算	3 4
○休会の議決			3 5
○散会の宣告			3 5

第2日（28. 3. 14）

○開議の宣告 3 8

○諸般の報告(第2号) 3 8

○日程第 1 一 般 質 問 3 8

〔一般質問〕

長 野 章議員 ・道の駅の整備は 3 8
・そばの振興を 4 0

廣 山 輝 男議員 ・ T P P (環太平洋経済連携協定) 合意を受け新得町の対応
について 4 2
・医療対策について 4 6

柴 田 信 昭議員 ・平成28年度執行方針について 5 1

湯 浅 真 希議員 ・まちづくりと市街地の土地利用について 5 6

村 田 博議員 ・介護の人材確保について 5 9

○休会の議決 6 0

○散会の宣告 6 0

第 1 日

平成 2 8 年第 1 回新得町議会定例会（第 1 号）

平成 2 8 年 3 月 3 日（木曜日）午前 1 0 時開会

○ 議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第 1 号）
		行政報告
3	議案第 1 6 号から 議案第 2 8 号まで	町政執行方針並びに提出議案説明
4	報 告 第 3 号	専決処分の報告について
5	報 告 第 4 号	専決処分の報告について
6	報 告 第 5 号	専決処分の報告について
7	選 挙 第 1 号	選挙管理委員、同補充員の選挙について
8	議 案 第 3 号	公平委員会委員の選任同意について
9	議 案 第 4 号	新得町過疎地域自立促進市町村計画について
1 0	議 案 第 5 号	定住自立圏の形成に関する協定の変更について
1 1	議 案 第 6 号	町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
1 2	議 案 第 7 号	人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
1 3	議 案 第 8 号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
1 4	議 案 第 9 号	指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1 5	議 案 第 1 0 号	平成 2 7 年度新得町一般会計補正予算
1 6	議 案 第 1 1 号	平成 2 7 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
1 7	議 案 第 1 2 号	平成 2 7 年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算
1 8	議 案 第 1 3 号	平成 2 7 年度新得町介護保険特別会計補正予算
1 9	議 案 第 1 4 号	平成 2 7 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
2 0	議 案 第 1 5 号	平成 2 7 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

○会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第 1 号）

行政報告

議案第16号から
議案第28号まで

町政執行方針並びに提出議案説明

報告第 3 号

専決処分の報告について

報告第 4 号

専決処分の報告について

報告第 5 号

専決処分の報告について

選挙第 1 号

選挙管理委員、同補充員の選挙について

議案第 3 号

公平委員会委員の選任同意について

議案第 4 号

新得町過疎地域自立促進市町村計画について

議案第 5 号

定住自立圏の形成に関する協定の変更について

議案第 6 号

町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号

指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 0 号

平成 2 7 年度新得町一般会計補正予算

議案第 1 1 号

平成 2 7 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

議案第 1 2 号

平成 2 7 年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第13号 平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算
 議案第14号 平成27年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
 議案第15号 平成27年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

○出席議員（12人）

1 番	長 野	章	議員	2 番	村 田	博	議員
3 番	湯 浅	佳 春	議員	4 番	佐 藤	幹 也	議員
5 番	貴 戸	愛 三	議員	6 番	若 杉	政 敏	議員
7 番	湯 浅	真 希	議員	8 番	廣 山	輝 男	議員
9 番	柴 田	信 昭	議員	10 番	吉 川	幸 一	議員
11 番	高 橋	浩 一	議員	12 番	菊 地	康 雄	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	浜	田	正	利
教 育 委 員 会 委 員 長		浦	山	兼	一
監 査 委 員		下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副 町 長	田 中 透 嗣
総 務 課 長	武 田 芳 秋
地 域 戦 略 室 長	佐 藤 博 行
町 民 課 長	渡 辺 裕 之
保 健 福 祉 課 長	坂 田 洋 一
施 設 課 長	鈴 木 隆 義
産 業 課 長	鈴 木 義 夫
児 童 保 育 課 長	鈴 木 貞 行
町 民 課 長 補 佐	鈴 木 原 俊 隆
保 健 福 祉 課 長 補 佐	橋 場 め ぐ み
産 業 課 長 補 佐	福 原 浩 之
産 業 課 長 補 佐	佐 々 木 隼 人
屈 足 支 所 長	金 田 将 光
出 納 室 長	木 村 秀 利
庶 務 係 長	小 林 健 恒
財 政 係 長	桑 野 恒 雄

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	斉	藤	仁				
学	校	教	育	課	長	石	塚	将	照
社	会	教	育	課	長	岡	田	徳	彦

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	初	山	一	也
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	西	山	喜	代	司
書			記	菊	地	克	浩	

◎開 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成28年定例第1回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎菊地康雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、7番、湯浅真希議員、8番、廣山輝男議員を指名いたします。

◎日程第2 会 期 の 決 定

◎菊地康雄議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。吉川幸一議会運営委員長。

[吉川幸一議会運営委員長 登壇]

◎吉川幸一議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第1回定例町議会の会期につきましては、去る2月23日、午前10時から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出予定の議件の説明を受け、それらを勘案し日程等について審議を行いました。

その結果、会期は本日から3月18日までの16日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、報告を終わります。

[吉川幸一議会運営委員長 降壇]

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今定例会の会期は本日から3月18日までの16日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの16日間と決しました。

◎諸般の報告（第1号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎行 政 報 告

◎菊地康雄議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 1月26日、臨時第1回町議会以降の行政報告をさせていただきます。

1月27、28日でありますけれども、職員の採用にあたっての面接試験を実施しております。この結果、平成27年4月1日時点で111名の職員が、本年の4月1日には114名の体制になります。職員の増でありますけれども、次代を担う職員をつくっていくということもありまして、あえて増ということで対応させていただきたいというふうに考えております。

なお、消防におきまして、5月1日に採用を今、予定しておりまして、体制的には20名の体制で消防も臨むという状況になっております。

なお、そのうちの1名につきましては、とかち広域消防事務組合のほうに派遣という形で、そちらのほうで事務を担っていくという、そういう体制になります。

3ページにまいります。2月9日にクラブメッドの新しい社長でありますスチュワート・ド・ブルゴーニュ氏が来庁されました。前瀬口社長の後任でありまして、2月1日付けの就任であります。

組織でありますけれども、従前は東京で販売と運営をしていましたが、今後は東京は販売のみという体制になるとのことです。

2月15日であります。高橋はるみ知事が来町されました。これは、本年20年目を迎えましたレディースファームスクールにおいて、研修生のOB2名、現役生2名、計4名との懇談の場を設けたものでありまして、女性のやる気と元気というものを興味深く会話を重ねていったというふうに考えております。

また、同じ日に、レディースファームスクールの受け入れ農家の皆さんがたで組織しておりますレディースファームスクール協議会が、この間の活動が認められまして、北海道産業貢献賞の受賞があり、その報告を受けたところでありまして、あらためてスクールを取り巻くそれぞれのかたがたに、この間のご努力につきまして、感謝を申し上げたいというふうに思っております。

なお、28年4月の段階でのスクールの入校は、14名でほぼ確定というふうになるかなと思っております。

次に5ページにまいります。2月26日、とかち広域消防事務組合議会が開催されました。これにつきましては、4月1日からスタートするための予算、それから関連条例が提案され、可決されたところであります。

内容的には、平成28年度の消防事務組合の一般会計予算、61億1,998万円という状況になっておりまして、消防の管轄する面積としては日本一の1万800平方キロメートルを対応していくという状況になり、職員体制につきましては、本部ならびに各署合わせて694名の体制で臨むということになります。

次に2月28日であります。第26回東京ふるさと新得会の定期総会に、町の理事者ならびに議会のほうから総会に出席をいただきまして、約150名のかたとの交流が深まったというふうに伺っておりまして、あらためてふるさと会関係者のかたがたには、感謝を申し上げたいというふうに思っているところであります。

次に3月1日であります。西十勝消防組合定例議会が開催されました。これにつきましては、とかち広域消防事務組合のスタートに伴い、西十勝消防組合として最後の議会ということで開催されたところであります。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎日程第3 議案第16号から議案第28号まで 町政執行方針並びに提出議案説明

◎菊地康雄議長 日程第3、議案第16号から議案第28号までを議題といたします。
町政執行方針ならびに提出議案の説明を求めます。浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。

(宣告 10時09分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時10分)

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 はじめに、平成28年の第1回定例町議会が開催されるにあたり、町政執行の所信を申し上げます。

国は、これまで経済財政政策として大胆な金融政策など「三本の矢」を推進し、「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」に取り組んできました。

また、さまざまな重要課題に取り組み、将来の成長、発展を視野に入れ、「一億総活躍社会」の実現に向けた施策を進めております。

近年、穏やかな景気回復基調にある経済ですが、いまだ個人消費の回復に地域間のばらつきがあり、地方では人口減少、経済環境に厳しさがあることから、地方の消費喚起や地域経済の活性化など「まち・ひと・しごと地方創生事業」への取り組みを進めております。

そのような状況の中、本町は引き続き「自主自立のまちづくり」を基本とし、行財政改革を進めながら、健全な運営を推進してまいります。

第8期総合計画のメインテーマ「人が集い賑わいと笑顔が広がり未来につながるまち」を柱として、限られた予算を有効に活用し、町の活気あふれる「いらっしやい新得」の町づくりを目指してまいります。

以下、分野ごとに申し上げます。

1. 保健・介護・福祉・医療

1) 保健

町民のかたがたが、健康で心豊かに暮らしていけるよう、新年度においても、健康増進に関する事業に取り組んでまいります。

特に、高血圧や糖尿病といった生活習慣病は、食生活に起因すると言われておりますことから、栄養に関する相談および指導を強化してまいります。

また、出産年齢の高齢化に伴い、一層の健康管理が重要となってきた現状を踏まえ、低体重児出産や早産を防止するため、定期的な健診への勧奨と妊婦健診費用の無料

化を進めます。さらに妊婦相談および訪問支援を強化し、安心して子どもを産み育てる環境を整えるための取り組みを行ってまいります。

2) 介護

町民が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を充実させるため、町内の医療・介護関係者等とより一層の連携を図りながら、地域包括ケアシステムの推進に取り組んでまいります。

介護保険法の一部改正に伴い創設されました「介護予防・日常生活支援総合事業」のほか、認知症対策、生活支援、介護予防対策を推進するため、認知症地域支援推進員および認知症初期集中支援チーム、さらには生活支援コーディネーターを新たに設置し、在宅・介護サービスの充実に努めてまいります。

施設サービスの充実を図るため、新年度においては、町内に新設される社会福祉法人の運営による地域密着型特別養護老人ホーム29床の整備に支援してまいります。

3) 福祉

本年4月1日から施行されます新得町障がい者条例の基本理念に基づき、障がいのある人もない人も相互に障がいについて理解し、共に生きる地域、障がいがあることによって、差別を受けることのない暮らしやすい地域、障がいがあっても、社会参加することができる地域をそれぞれ目指して、取り組んでまいります。

その中でも特に、障がい者が安心して暮らすことができるよう相談窓口の明確化や、生活拠点の整備および就労支援など、社会参加の促進に努めてまいります。

幼児保育につきましては、「新得町子ども子育て支援事業計画」を基本に、町内で暮らす、全ての子どもたちが健やかに成長することができる環境の整備や、子育て支援策の取り組みを推進してまいります。

特に発達の子も含め、特別に支援を必要としている子どもたちのため、新年度からは療育対象者を小学校3年生から4年生までに拡大を図ってまいります。

老朽化が進んでおります屈足保育園については、改築検討委員会の検討結果を受け、平成29年度の改築に向け、新年度は実施設計を行います。

4) 医療

北海道では、平成26年に成立した「医療介護総合確保推進法」に基づき、今後の高齢化の進展による医療ニーズの変化を踏まえ、急性期から慢性期、在宅医療まで、バランスのとれた医療体制を構築していくための「地域医療構想」を策定することとなっております。

道内各圏域ごとに検討・協議を進めており、この構想の検討・協議を十分に注視しながら、地域の医療介護体制の充実に努力してまいります。

本町の国民健康保険事業は、町民の医療の確保と健康維持増進に大きな役割を果たしております。

しかし、高齢化などにより医療費が増大しており、新年度においても相当額の赤字が見込まれることから、一般会計からの繰入を見込んでおります。

今後も医療費の適正化に努めていくとともに、適正な負担のあり方について検討して

まいります。

2. 農林水産

1) 農業振興

農家戸数の減少や労働力不足、農業を取り巻く国際環境の変化などの課題に対応するため、新規参入の仕組みの検討や雇用就農者確保等による労働力不足の解消、経営基盤強化および農業基盤整備の推進による農業の持続的発展を目指してまいります。

家畜ふん尿の資源循環につきましては、個別型と集約型のバイオマスプラントが新年度より稼働予定であり、堆肥処理の効率化による農業経営の強化、エネルギーの地域内利用の推進および環境に配慮した農業経営の推進を図ってまいります。

また、農業施設の維持管理につきましては、国土の保全、生物多様性など、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するため、地域協議会と連携しながら明きよの草刈りなどの環境整備を引き続き進めてまいります。

2) 林業振興

町内の人工林が本格的な利用期を迎えている中、民有林における主伐が積極的に行われております。

本町の豊富な森林資源を将来にわたり持続的に循環していくため、主伐後の再造林に対する支援を行うとともに、未立木地の公有林化や森林認証制度の取得により、適正な森林整備が行われるよう進めてまいります。

また、町内林業従事者の高齢化等による担い手不足が大きな課題となっていることから、新年度から林業研修制度を創設し、関係機関の協力を得ながら担い手の育成を図ってまいります。

3) 水産業振興

サホロ湖における遊魚については、観光アクティビティーの有効な資源として、夏季のニジマス遊魚および冬季のワカサギ遊魚を引き続き実施してまいります。

3. 商工

商工業の振興につきましては、個人消費の活性化、商工業者の設備投資や開店支援を図るため、商工会と連携しながらプレミアム付商品券発行事業や商工業活性化事業などを継続してまいります。

また、昨年制定しました「産業振興基本条例」に基づき、事業者、産業経済団体、行政、町民が一体となって、町内の産業振興に関する施策を総合的に推進してまいります。

中心市街地のにぎわいを取り戻すため、商工会において、駅周辺の商工業地域に関する調査・研究を実施し、構想を策定することになっており、町としても交流人口の増加や交流促進を図るため、連携・協力してまいります。

4. 観光

新年度では観光に関するマーケティング調査を行い、各種データ等の収集や分析に基づく戦略的な観光振興を進めてまいります。

観光による地域づくりを担う観光協会については、関係企業や団体と連携し、地域の

ブランディングやプロモーション活動を展開するとともに、旅行商品の造成など、収益事業による機能強化に努めてまいります。

15回目を迎える「しんとく新そば祭り」は、全国規模のそばの祭典である「第22回日本そば博覧会 in 十勝新得町」を併催し、新得産「そば」の魅力を全国へ発信するとともに、「そば博覧会」をきっかけとして、さらなる観光客誘致に努めてまいります。

サホロリゾートスキー場では、拡張工事を進めてきた新コースが12月にオープンの手配であり、国内外からの観光客の増加が期待されることから、町内への経済波及の拡大を図ってまいります。

狩勝高原園地の再整備につきましては、周辺事業者との連携や利便性の向上を図るため、駐車場およびトイレの整備を進めてまいります。

5. 労働

雇用対策につきましては、きめ細かな求人情報の提供や季節労働者の通年雇用を促進するため、引き続き十勝北西部通年雇用促進協議会において広域的に支援事業を行ってまいります。

また、勤労者の福利厚生として、とちかち勤労者共済センター・通称「あおぞら共済」の新規加入への掛け金助成の期間延長や勤労者融資制度を継続してまいります。

6. 建設

公共施設の適切な管理に努めるとともに、特に橋りょうの補修につきましては、長寿命化計画により、対応してまいります。

公営住宅の建設は新得地区の新進団地、屈足地区の北進団地で継続事業として、それぞれ1棟2戸の建替を実施してまいります。

北海道の事業では、忠別清水線落石対策工事、ペンケオタソイ川砂防工事が予定されており、今後も道路、河川整備事業などの促進に向け、関係部局への要請などを進めてまいります。

7. 生活環境

簡易水道事業では、平成29年度より上水道事業と経営統合の手配であり、経営認可の変更と会計移行作業を進めてまいります。

また、道営事業の新屈足幹線道路整備事業に合わせて、引き続き水道管の移設を実施してまいります。

公共下水道事業では、新得終末処理場の機械設備の更新工事と屈足終末処理場の耐震診断調査を実施し、安定した水処理機能の維持に努めてまいります。

消防業務につきましては、本年4月1日から十勝管内の全ての消防署が十勝全域を管轄する「とちかち広域消防局」としてスタートします。今後、119番通報は、帯広市内に配置する「指令センター」で一括して受付を行い、より速く現場に到着できるよう出動体制の強化が図られます。

消防団につきましては、今までどおり消防署との連携を維持し、地域に密着した団として火災や災害などに対応してまいります。

交通事故につきましては、昨年北海道内の交通事故による死亡者数が177名となり、残念なことに前年より8名の増となりました。

町内では人身交通事故が4件発生し、4名のかたが負傷されております。

町民を交通事故から守るため、引き続き幼児や高齢者、歩行者等を対象とした交通安全講習を実施し、交通安全意識の高揚と事故防止に努めてまいります。

住民組織につきましては、協働のパートナーとしての住民組織の活動を支援するため、町内会長等における各種研修への参加機会を設けるとともに、必要な財政支援を行い、情報を共有しながら、地域課題の解決に努めてまいります。

町内会活動が活発化するよう、連合町内会の自主的活動に向けた取り組みを進めるとともに、連合町内会に対する運営補助金を増額してまいります。

生活安全につきましては、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺などが全国的に広がっていることから、生活安全推進協議会とともに、消費者被害に関する必要な情報の周知や講座を開催してまいります。

また、犯罪などの抑止に役立てるため、防犯カメラを設置し、安全で住みよい町づくりに努めてまいります。

一般廃棄物中間処理施設につきましては、稼働してから18年が経過し老朽化が進んでおります。

また、最終処分場につきましては、既存施設の延命化を図っておりますが、予定では平成31年6月頃に許容量に達すると見込んでおります。

今後は、新処分場の建設および中間処理施設の大規模改修につきましては、財政負担などの課題もあり、他の方策も含め検討してまいります。

空き家対策につきましては、昨年、空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行されたことから、これまで取り進めてきました空き家の撤去と利活用支援をより進めるため、「空家等対策計画」の作成を進めており、今後は所有者等による空き家の適切な管理を基本として、景観の形成、犯罪や災害の防止、定住の促進などに向けて取り進めてまいります。

8. 教育

本町が発展していくためには、自立精神にあふれ、夢や希望に挑戦し、ふるさとしんとくを愛する人材を育成することが不可欠であります。

昨年12月には、第1回目の総合教育会議を開催し、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」いわゆる教育大綱を策定いたしました。

大綱の目標を「地域とつながり郷土が育む心豊かな人づくり」と定め、その目標達成のため、学校・家庭・地域が連携した全町教育を推進してまいります。

なお、具体的には、教育委員長から申し上げます。

9. 広報広聴

行政と町民が情報を共有し、さまざまな意見を施策に反映していくため、引き続き広報広聴活動による情報の収集、提供に積極的に取り組むとともに、町民に分かりやすく親しまれる広報紙づくりに努めてまいります。

また、広聴活動についても「ぽっかぽか心トーク」をはじめ、「町内施設見学会」や「新春座談会」など町民との意見交換の機会や「町づくりレター」を引き続き行ってまいります。

本町の歴史を後世に伝えていくため、新年度から開拓120年に向けた町史の編さんに

着手してまいります。

10. 行財政・地域づくり

本町では、将来的にも自立した財政運営を維持するため、さまざまな取り組みを進めてまいります。

地方の安定的な財政運営に必要となる普通交付税については、リーマンショック別枠加算の廃止や、「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続などにより、国では対前年比で0.3パーセント、額にして546億円の減としております。

本町では平成27年度の実績を踏まえ、当初予算で29億6,800万円を計上し、対前年度比1億2,200万円、率で4.3パーセント増の予算を計上しております。

新年度予算は、昨年と同様に「まちの活性化」「安心・安全のまち」「次代の人づくり」「協働のまちづくり」に重点を置き、事業効果が高いなど将来的な展望が明確な事業を優先的に予算編成をいたしました。

この結果、一般会計では、前年度対比11.9パーセント増の74億3,300万円としましたが、昨年度の繰越事業を含む実質的予算では、0.7パーセントの増となっております。

また、5特別会計は、前年度対比1.4パーセント増の20億4,354万7,000円となっております。

町民税は農業所得の伸びが予想されますが、給与所得者の減少により0.7パーセントの減収、固定資産税では償却資産の償却減により0.4パーセントの減収を見込み、町税全体では前年度当初予算と比較して0.2パーセント減の9億500万円余を計上いたしました。

新年度からスタートをする第8期総合計画は、本町の町づくりの基本計画として、10年後を展望した中で現状と課題をしっかりと捉え、さまざまな分野で成果目標の達成に向け、効果的な施策を取り進めてまいります。

また、地方創生を進め、人口減少対策に対応するため、本町においても人口ビジョン・総合戦略を策定し、新年度から本格的に施策を推進させ、子育て支援・産業と雇用・安心して暮らせる環境づくり・人を呼び込み、呼び戻すといった目標のもと、総合計画との整合性を図りながら持続的で魅力ある町づくりを進めてまいります。

若い世代の新たな人の流れにつながるきっかけづくりとして、大学との連携事業やオフィス誘致に関する取り組みを進めていくほか、地域おこし協力隊も都市部からの生産年齢層の定住と雇用につなげられる事業として活用分野の幅を広げてまいります。

懸案であります追加インターチェンジの設置につきましては、国、道、NEXCO（ネクスコ）との間で精力的に協議を進めており、整備の全体像をまとめた上で今後も実現に向け最大限の努力をしてまいります。

また、新得駅前広場の再整備につきまして、引き続き大学生から提言があった案も参考にしながら、整備のあり方について具体的な検討を進めてまいります。

結び

以上、平成28年度の町政執行にあたり所信の一端を申し上げます。

町長に就任して、3期目の3年目となりましたが、今後も職員とともに知恵と力を結集し、「三世代のつどうまち」第3章を目指し、まちの活性化、人づくり、協働、安心・安全を視点に基幹産業の振興、安心できる生活環境の整備など15の重点施策実現のた

め、全力を尽くす決意であります。

議員各位のお力と、町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、町政執行方針の説明とさせていただきます。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 教育行政執行方針について説明を求めます。浦山教育委員長。

[浦山兼一教育委員長 登壇]

◎浦山兼一教育委員長 はじめに、平成28年定例第1回町議会が開催されるにあたり、教育行政の執行方針について申し上げます。

子どもたちが変化の激しい社会において、自立して生きていくためには基礎的・基本的な知識・技能を身につけ、それらを活用する力を育むことが重要であります。

本町では、地域の子どもの地域全体で守り、育てるといった「全町教育」の運動を重点施策として進めております。

この運動により、子どもたちの知・徳・体のバランスの取れた力、いわゆる「生きる力」が育まれるとともに、取り組みにかかわる大人同士の連帯意識の向上、ひいては地域コミュニティの活性化を目指します。

新年度は、全町教育がより分かりやすく、町民に身近な運動となるよう啓発活動を工夫し、参画意識の高揚を図ります。

以下、分野ごとに申し上げます。

1. 学校教育

1) 学校教育活動の充実

①全町教育を取り入れた授業の充実

昨年、一昨年と新得小学校において「土曜授業」を実施してまいりました。

新年度は、全小学校において、土曜授業を実施し、土曜日に豊かな教育環境を提供するとともに、授業として体験活動に取り組むことにより、学力格差の遠因と言われている体験格差を縮小し、学習への意欲・関心を高める取り組みを進めてまいります。

②信頼される学校づくり

地域に開かれ信頼される学校づくりのため、学校・家庭・地域の三者が連携、協力するとともに、教育活動の成果や学校評価の公表などを通じて学校運営の改善に努めてまいります。

③確かな学力の向上

学校においては、学ぶ意欲の向上を図るための授業の改善や学習環境の整備に努めてまいります。

また、家庭における学習習慣や生活習慣の定着に向け、学校と家庭が連携を図り、学力の向上を目指してまいります。

④体力・運動能力の向上

各学校において、運動やスポーツの楽しさを味わい、達成感が得られるよう体育授業の改善を図るとともに、スポーツ少年団や町民大学等々の社会教育活動を通じて運動の楽しさや喜びを実感させ、積極的に運動に取り組む意欲や態度の育成に努めてまいります。

⑤特別支援教育の充実

幼、保、小、中、高校と発達支援センターとの連携により、幼児から高校卒業まで、個々に応じた一貫した指導や支援が行われるよう、個別の支援計画の作成や保護者や関係機関と連携・協力を図ってまいります。

⑥安全・安心の確保

子どもたちが、危険から自ら身を守ることができるよう、必要な知識や危機対応能力の育成を図ってまいります。

また、子どもたちの通学路の安全確保、子ども110番の家の協力、登下校の見守りなどを通じて地域ぐるみで安心安全の確保に努めてまいります。

さらに情報教育を通じて、有害情報から子どもたちを守る取り組みを推進してまいります。

⑦いじめ、不登校等の生徒指導の充実

いじめや体罰は絶対に許されないという強い認識に立ち、保護者の理解・協力をいただき、未然防止に努め、早期発見・早期解決に取り組むとともに、教育相談の充実を図ってまいります。

不登校については、さまざまな要因が考えられることから一人ひとりの子どもに寄り添った支援をしてまいります。

2) 学校施設・備品・教員住宅等の整備

学校施設の老朽化に対しては、随時修繕を実施してまいります。

また、各学校で使用する教材やパソコンについては、計画的に更新を進めるほか、図書や楽器・体育用具の購入など教育環境の改善に努めてまいります。

教員住宅においては、随時修繕等により居住環境の改善を図ってまいります。

3) 学校給食の充実

学校給食につきましては、地域に根ざした食育の推進を図り、食材の地産地消に努め、手作りによるおいしい給食を提供してまいります。

新年度は老朽化した調理器具の更新や修繕を図るとともに、引き続き職員に対する衛生指導と食品の衛生管理の徹底に努めます。

昨年、学校給食保護者負担金にかかる不適切な事務処理が発覚しました。

不適切な事務処理により未納となってしまった保護者負担金については、件数では9割ほど、金額で7割ほど納めていただいておりますが、残りの金額につきましても引き続き回収に努めてまいります。

4) 新得高校への支援策

道立新得高校については、平成30年度末での閉校が決まっております。

過日、平成28年度の出願状況が公表されましたが、昨年を下回る17名の出願にとどまり、町内中学校からは昨年の6名から2名へと減少しております。

新年度の入校生は3年次に1学級のみとなってしまいますが、充実した高校生活が送れるよう卒業するまで、これまでと同様の支援を行っていきたいと考えております。

5) 道立特別支援学校

今年4月に北海道新得高等支援学校が開校いたします。

木工科、家庭科の2学科、定員16名ですが、9名の出願がありました。

町といたしましては、支援学校の誘致にあたり提出した付加プランに基づき、通学バスを確保するとともに実習先などと協力会を組織し、実習関連経費の一部を支援するほか、北海道教育委員会との委託契約により学校給食を提供してまいります。

2. 社会教育

新年度は、「第3次生涯学習中期計画」の初年度でもあり、さまざまな課題の解決に向けた学習機会の提供などにより、町民が豊かで潤いのある生活が送れるよう支援するとともに、自ら学び、考え、主体的に行動できる人材の育成に努めてまいります。

また、本町の社会教育・体育施設は、いずれも建物の老朽化が進んでおりますので、計画的な修繕や改修工事、備品更新等に努めてまいります。

1) 社会教育

全町教育の趣旨を踏まえ、学校・家庭・地域の三者が一体となった教育活動を推進するとともに、全町教育が町民全体のものとなるような取り組みを進めてまいります。

町の歴史の伝承や文化財の適正な保存・管理に努めるとともに、町民に対し、それら貴重な財産についての認識を深めてもらえるよう、学習機会やピーアールの工夫にも努めてまいります。

2) 図書館

住民1人あたりの図書の貸出冊数は11.2冊と、道内の同規模の町村と比較しても高い数字を毎年維持しており、今後も幼児から高齢者までの幅広い学習ニーズに対応した図書および資料の収集とサービスの向上に努めてまいります。

3) 社会体育

町民の健康増進とスポーツを通じた生きがいづくり、さらには町民同士の交流が図れるよう、地域と一体になってスポーツ活動に取り組みやすい環境づくりに努めてまいります。

サホロリバーサイド運動広場は、新年度から全天候型舗装の400メートルトラックならびに人工芝サッカーコートの整備に向けた工事に着手し、平成30年度の完成を目指します。

それに伴い、「スポーツ合宿の里」事業では、新たな合宿団体の誘致に努めてまいります。

町営温水プールは、充実した講座編成と、質の高い指導体制により、通算利用者数が、今年度中に延べ50万人に達する見込みとなっております。

今後も引き続き、施設環境の整備とサービス向上に努めてまいります。

結び

以上、教育行政執行にあたっての主な考え方を申し上げましたが、今後、さらに、本町教育の充実、発展に努めてまいりますので、町議会議員各位と町民の皆様のご理解・

ご協力を賜りますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

[浦山兼一教育委員長 降壇]

◎菊地康雄議長 これをもって町政執行方針、教育行政執行方針および提出議案の説明を終わります。

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第16号から議案第28号までの議案につきましては、議長を除く11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号から議案第28号までの議案については、議長を除く11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

◎日程第4 報告第3号 専決処分の報告について

◎菊地康雄議長 日程第4、報告第3号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 ないようですので、この報告第3号については、これをもって質疑を終結いたします。

◎日程第5 報告第4号 専決処分の報告について

◎菊地康雄議長 日程第5、報告第4号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 ないようですので、この報告第4号については、これをもって質疑を終結いたします。

◎日程第6 報告第5号 専決処分の報告について

◎菊地康雄議長 日程第6、報告第5号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 ないようですので、この報告第5号については、これをもって質疑を終結いたします。

◎日程第7 選挙第1号 選挙管理委員、同補充員の選挙について

◎菊地康雄議長 日程第7、選挙第1号、選挙管理委員、同補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

それでは、指名推薦は選挙管理委員と補充員を別々に行いたいと思います。

選挙管理委員には、原貴行氏、柴田信子氏、安久津充政氏、中田進氏、以上の各氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました各氏を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました原貴行氏、柴田信子氏、安久津充政氏、中田進氏、以上の各氏が選挙管理委員に当選されました。

つづいて選挙管理委員補充員の指名を行います。

選挙管理委員補充員には、1番、和田宣博氏、2番、新津富美子氏、3番、江原真女氏、4番、小田昭彦氏、以上の各氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました各氏を、選挙管理委員補充員の当選人として、その補充の順序は、ただいま指名いたしました順とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました1番、和田宣博氏、2番、新津富美子氏、3番、江原真女氏、4番、小田昭彦氏、以上の各氏が選挙管理委員補充員に当選されました。

補充員の順序は、ただいま議長が指名いたしました順とすることに決しました。

◎日程第8 議案第3号 公平委員会委員の選任同意について

◎菊地康雄議長 日程第8、議案第3号、公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第3号、公平委員会委員の選任同意について、ご説明申し上げます。

地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、公平委員会委員として新得町3条南1丁目7番地にお住まいの長谷川貢一氏を選任いたしたく、議会のご同意を求めるものであります。

長谷川氏は本町出身で、昭和30年1月生まれの61歳であります。昨年6月26日から委員を務められ、前任者の残任期間となります本年3月18日で任期満了となります。

人格、識見ともに公平委員会委員として適任と存じますので、議会のご同意を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎菊地康雄議長 ただいまの出席議員数は12人ありますが、議長を除くと11人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、5番、貴戸愛三議員、6番、若杉政敏議員、7番、湯浅真希議員の3名を立会人に指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、5番、貴戸愛三議員、6番、若杉政敏議員、7番、湯浅真希議員を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎菊地康雄議長 配布漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

◎菊地康雄議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は、公平委員会委員の選任同意について、同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票および明らかでない投票は、否と見なすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎菊地康雄議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了しました。

これから開票を行います。

5 番、貴戸愛三議員、6 番、若杉政敏議員、7 番、湯浅真希議員、開票の立会人をお願いいたします。

[開票]

◎菊地康雄議長 投票の結果を報告いたします。

投 票 総 数 1 1 票、

そのうち有効投票 1 1 票、

無効投票 0 票。

有効投票中 賛成 1 1 票、

反対 0 票、

以上のとおり、賛成が全員であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

◎日程第 9 議案第 4 号 新得町過疎地域自立促進市町村計画について

◎菊地康雄議長 日程第 9、議案第 4 号、新得町過疎地域自立促進市町村計画についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。佐藤地域戦略室長。

[佐藤博行地域戦略室長 登壇]

◎佐藤博行地域戦略室長 議案第 4 号、新得町過疎地域自立促進市町村計画につきまして、ご説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づきまして、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の計画を定め、議会の議決を経ようとするものでございます。

別冊の計画書を御覧いただきたいと思います。

計画書の中身でございますが、1 ページの基本的な事項から始まりまして、産業の振興、交通通信体系の整備、福祉、教育、生活環境の整備など合わせて 9 項目についての現況と問題点、その対策を記載しております。

本計画に掲げる各分野の対策事業につきましては、総合計画との整合性を図りながら事業を進めまして、ソフトおよびハードの両面において過疎対策事業債などの財政措置を有効に活用していきたいと考えております。

なお、参考資料として事業計画書も添付しておりますので、ご参照をお願いしたいと思います。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[佐藤博行地域戦略室長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号 定住自立圏の形成に関する協定の変更について

◎菊地康雄議長 日程第10、議案第5号、定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。佐藤地域戦略室長。

[佐藤博行地域戦略室長 登壇]

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。11時10分までといたします。

(宣告 10時59分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時10分)

◎菊地康雄議長 佐藤地域戦略室長。

◎佐藤博行地域戦略室長 たいへん失礼いたしました。議案第5号、定住自立圏の形成に関する協定の変更につきまして、ご説明をいたします。

別紙協定書の11ページをお開き願います。

下段にあります提案理由でございますが、平成23年7月に帯広市と締結しました定住自立圏形成協定を変更するため、議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第1号の規定に基づきまして、議決を経ようとするものでございます。

今回の変更につきましては、第2期共生ビジョンにおいて、新たな取り組みの追加や事業の拡充、見直しなどを行っておりまして、管内19市町村の協議が整ったことから、これらの内容を協定に反映するものであります。

変更箇所の主な内容をご説明いたします。

議案に添付しております新旧対照表の2ページをお開き願います。

生活機能の強化に係る政策分野では、福祉におきまして高齢者の生活支援体制の構築を追加いたしております。

3ページに移りまして、教育では、スポーツ大会等の誘致を追加しております。

4ページをお開きください。

産業振興の企業誘致の推進では、誘致推進団体の統合によりまして、連携体制の構築部分を削除いたします。

5ページに移りまして、航空宇宙産業基地構想の推進を新たに追加しております。

次に、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では、7ページですが、移住・交流の促進で、結婚を希望する若者の支援を追加いたしております。

最後に圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野では、データ分析として圏域レベ

ルのデータ集積・活用を追加しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

[佐藤博行地域戦略室長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号 町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第11、議案第6号、町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については提案理由の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第12、議案第7号、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第7号、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

2ページ目を御覧ください。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律および行政不服審査法の施行に伴い、関係規定を整備するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容でございますが、第3条関係では、人事行政の運営状況報告事項に「人事評価」、「退職管理」を追加し、「勤務成績の評定」を削除することを規定しております。

第5条関係では、行政不服審査法改正に伴う条文の整備でございます。

条例本文の朗読は省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[武田芳秋総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第7号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第13、議案第8号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。渡辺町民課長。

[渡辺裕之町民課長 登壇]

◎渡辺裕之町民課長 議案第8号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

3ページ中ほどの提案理由でございますが、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布されましたが、同法第40条において地方税法の一部が改正されたことに伴い、固定資産評価審査委員会における審査手続等の見直しが必要であるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容でございますが、1点目は、審査の申し出について、審査申出書の記載事項に審査の申し出に係る処分内容などの規定、および代表者等が資格を失ったときは書面で届け出る旨の規定を定めております。

2点目は、書面審理について、弁明書の提出のみなし規定と反論書の提出があったと

きの手続きを定めております。

3点目は、手数料の額は手数料条例に規定している旨を定めております。

4点目は、決定書に記載する事項を定めております。

5点目として、改正に伴う条文繰り下げを整理しています。

3ページに戻っていただき、附則でございますが、施行期日として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

また、適用区分として、改正規定については、平成28年度以降の年度分の課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出に適用するものであります。

条例本文の説明は省略させていただき、以上で説明を終了します。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔渡辺裕之町民課長 降壇〕

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第8号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号 指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第14、議案第9号、指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。坂田保健福祉課長。

〔坂田洋一保健福祉課長 登壇〕

◎坂田洋一保健福祉課長 議案第9号、指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

2ページ目、中段を御覧ください。

提案理由でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容についてでございますが、地域密着型通所介護の創設に伴い、その基本方針を追加するものであります。

1ページ目に戻っていただき、本文の詳細については省略させていただきますが、第8条に地域密着型通所介護の基本方針を追加し、以降を1条ずつ繰り下げるものであります。

2ページ目に戻っていただき、中段にあります附則でございますが、この条例は、平

成28年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[坂田洋一保健福祉課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第9号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号 平成27年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第15、議案第10号、平成27年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第10号、平成27年度新得町一般会計補正予算、第12号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億1,385万8,000円を減額し、予算の総額を80億4,260万9,000円とするものでございます。

第2条から第4条までの繰越明許費の設定、債務負担行為の追加、地方債の追加および変更は、それぞれ第2表から第4表までによるものでございます。

4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費では、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業以下6事業について、完了が28年度中になるため、翌年度に繰り越して使用できる金額の限度額を計上してございます。

5ページに移りまして、第3表、債務負担行為補正では、大家畜特別支援資金の融通に伴う利子補給について計上してございます。

1枚めくりまして、6ページの第4表、地方債補正では、新たに適用見込みとなった1事業の追加と3事業の限度額の変更をしてございます。

つづいて、歳入歳出予算の説明に移ります。

今回の補正は、年度末ということもありまして、歳入歳出とも、事業の実績や決算見込みによる増減補正、執行残や不用額の整理および歳入の整理に伴う財源移動を全般にわたり行っております。

人件費・賃金についても、人事異動や退職等による補正をそれぞれ計上してございます。

主なものについて、ご説明をいたします。

歳出の22ページをお開きください。

中段の2款、総務費、一般管理費、19節、負担金、補助及び交付金では、個人情報漏

えい対策として、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費負担金を新たに計上しているほか、個人番号カード交付関連経費の補助算定項目追加に伴い、地方公共団体情報システム機構負担金を増額してございます。

なお、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業は、完了が年度をまたぎますので、繰越明許費による翌年度への繰り越しを設定してございます。

23ページに移りまして、中段の財産管理費、15節、工事請負費、書庫棚等設置工事費では、旧北海道バイオ技術研究所跡への障がい者就労支援施設開設に伴い、役場物品庫として使用しておりましたスペースを確保するため、書庫棚等を設置する経費を新たに計上してございます。

1枚めくりまして、24ページをお開きください。

中段から下段の企画費、25節、積立金、ふるさと思いやり基金およびその下の公共施設整備基金費では、それぞれ寄附金を財源として基金積立を新たに計上および増額をしてございます。

飛びまして、27ページをお開きください。

地域経済活性化事業費では、28年度当初予算計上予定事業の一部を前倒して実施することにより、町内経済の活性化を図ることを目的として、西2条仲通調査設計以下9事業に係る委託料、工事請負費の総額7,905万8,000円を新たに計上してございます。

なお、本事業につきましては、完成が平成28年度中になるため、繰越明許費を設定してございます。

飛びまして、32ページをお開きください。

中段の3款、民生費、福祉対策費、19節、負担金、補助及び交付金では、特別養護老人ホームの開設準備経費の補助として、地域密着型特別養護老人ホーム20床等介護施設開設準備経費支援事業を新たに計上してございます。

なお、地域密着型特別養護老人ホーム20床等整備事業につきましては、外構工事等一部の完成が28年度中になるため、繰越明許費を設定してございます。

33ページに移りまして、積立金では、寄附金を財源として保健・医療・福祉基金積立を増額してございます。

1枚めくりまして、35ページをお開きください。

年金生活者等支援臨時福祉給付金では、低年金受給者支援のため科目を新設し、3節、職員手当より19節、負担金、補助及び交付金まで新たに計上してございます。

なお、本事業につきましては、交付金の支給が翌年度になるため、繰越明許費を設定してございます。

1枚めくりまして、36ページをお開きください。

中段の子育て支援費、18節、備品購入費では、寄附金を財源として保育用備品を増額してございます。

1枚めくりまして、38ページをお開きください。

上段の4款、衛生費、予防費、19節、負担金、補助及び交付金では、帯広厚生病院運営費補助金の額の確定および町内の2診療所への医療機器購入補助として、医療施設および機器等支援補助金を新たに計上してございます。

飛びまして、42ページをお開きください。

中段の6款、農林水産業費、畜産業費、21節、貸付金では、補助事業採択に伴い十勝新得バイオガス株式会社集約型バイオマス整備資金貸付金を減額してございます。

43ページに移りまして、上段の農村総合整備事業費、15節、工事請負費では、農業基盤整備促進事業が採択となったため、屈足24号線改良事業を新たに計上してございます。

なお、本事業につきましては、事業の完成が翌年度となるため、繰越明許費を設定してございます。

飛びまして、50ページをお開きください。

9款、消防費、災害対策費、11節、需用費では、避難所備蓄品の購入のため災害対策用消耗品費を新たに計上し、18節、備品購入費では、停電時の発電機および投光器購入のため増額をしてございます。

なお、本事業につきましても、事業の完了が翌年度になるため、繰越明許費を設定してございます。

飛びまして、54ページをお開きください。

下段の10款、教育費、公民館費および図書館費の18節、備品購入費では、それぞれ寄附金を財源として、新たに計上および増額をしてございます。

飛びまして、57ページをお開きください。

11款、公債費、元金では、臨時財政対策債および減税補てん債の利率見直しに伴い、長期債元金を増額してございます。

次に歳入の主なものをご説明いたします。

戻りまして、8ページをお開き願います。

1款、町税では、決算見込みにより、それぞれ補正してございます。

10款、地方交付税では、普通交付税の確定に伴い増額してございます。

8ページ後半から9ページにかけての12款、分担金及び負担金、13款、使用料及び手数料では、決算見込みにより増減を行ってございます。

1枚めくりまして、10ページをお開きください。

14款、国庫支出金、総務費補助金では、個人番号カード交付事業に係る財源として事業費および事務費補助金を、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業に係る財源として補助金を、それぞれ増額および新たに計上してございます。

民生費補助金、社会福祉費補助金では、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業に係る財源として、児童福祉費補助金では既存補助事業の統合により、国および道費において新設分として、子ども・子育て支援交付金を新たに計上してございます。

12ページに移りまして、15款、道支出金、民生費補助金、社会福祉費補助金では、介護保険制度の改正による補助内容の変更ならびに施設開設準備経費等が補助対象となったため、介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金を廃止し、介護サービス提供基盤等整備事業交付金を新たに計上してございます。

児童福祉費補助金では、放課後子どもプラン推進事業、子育て支援対策事業の統合により、子ども・子育て支援交付金を新たに計上してございます。

農林水産業費補助金では農業基盤整備促進事業に係る財源として補助金を、林業振興費補助金ではエゾシカ対策事業に係る財源として地域づくり総合交付金を、それぞれ新たに計上してございます。

1枚めくりまして、14ページをお開きください。

16款、財産収入、利子及び配当金では、西十勝森林組合出資配当金を新たに計上してございます。

15ページに移りまして、17款、寄附金では、当初予算はふるさと納税を総務費寄附金

に一括計上されておりましたが、目的別に配分し補正対応としてございます。

総務管理費寄附金では、ふるさと思いやり基金用として宮崎県日南市沢口忠義氏、千葉県佐倉市坂田昇氏から、また、配分によるふるさと納税事業用寄附の減額補正を行ってございます。

民生費寄附金では、社会福祉事業用として町内の高橋優範氏から、児童福祉事業用および教育費寄附金公民館振興用として町内の中村恭子氏から、同じく教育費寄附金図書館振興用として町内の亀田頼良氏、愛知県岡崎市高木義和氏以下3名のかたから、歴史的建造物の保存等用として長崎県島原市生田忠照氏以下194名から、スポーツ振興用として清水町田中克悟氏以下21名から、スポーツ合宿事業用として新得温泉ホテル代表野々村功氏から。

農林水産業費寄附金では、農業振興用として東京都台東区栗田依幸以下4名から、畜産振興用として東京都中野区矢島憲一氏から、町有林振興用として札幌市門脇優子氏から。

衛生費寄附金では、環境衛生事業用として千葉県船橋市辻本由美氏から。

商工費寄附金では、観光振興用として匿名のかた3名から。

土木費寄附金では、道路維持事業用として沖縄県那覇市黒岩眞由子氏以下2名から、それぞれご寄付をいただきましたので補正をしてございます。

17ページに移りまして、18款、繰入金では、保健・医療・福祉基金から財政調整基金繰入金まで、今回補正の財源調整として減額してございます。

1枚めくりまして、18ページをお開きください。

20款、諸収入、雑入、職員給食料および学校給食費保護者負担金では、過年分の収入を新たに計上してございます。

19ページに移りまして、21款、町債、総務債では、新たに適用見込みとなった事業の追加、商工債では、国民宿舎東大雪荘厨房（ちゅうぼう）施設改修による増額、事業費の確定などに伴う起債額の変更を行っております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

〔田中透嗣副町長 降壇〕

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。10番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 何点か、お聞きしたいと思います。

32ページの地域密着型特別養護老人ホームの整備事業、これはお金はまだ、事業が全て終わっていないからというふうにして減額になっていきますけれども、外構かなと思うんですが、こういうのは3月中に予算を使うように入札なんかはできないのかできるのか。そうしたら、高額な金額が執行残で残らないでもいいのかなと。

あと、41ページのそば産地強化推進事業が、この金額残っているのは、どういう関係でこれが残ったのか。

それから、同じように46ページの地場産品奨励対策費の中で、金額が減額されております。

もう1つ、前のページの45ページの15節の工事請負費で間伐・保育間伐、これらも金額残っておりますけれども、何でこれだけの金額が残ったのか、まずご説明願いたいなと。

主なもの3点言いましたけれども、ご説明願いたいと思います。

◎菊地康雄議長 橋場保健福祉課長補佐。

◎橋場めぐみ保健福祉課長補佐 32ページの地域密着型特別養護老人ホーム20床等の整備事業につきましてご指摘のありました、2,663万9,000円の減額についてなんですけれども、これは執行残の部分で減額したのではなく、当初実施設計において、今年度、物価等の経費が上昇しているということがあって、4パーセントほど多く予算を組んでおりました。ここにあります5億5,116万1,000円の中に全て本体、それから外構と、あと既存施設の改修部分の町の補助分が入っております。

この中で外構とそれから既存施設の部分につきましては、当初、本体工事と併せまして3月に完成する予定でしたが、工事を進めていく上で、どうしても既存施設の改修の部分を行うと、入所者とそれから利用者が既存施設のほうにいらっしゃいますので、いろいろな部分によって、厳冬期に入って感染症の問題だとか、それから利用者の健康上とか、精神的な落ち着きというのか、そういうのにちょっと影響が出る可能性が大きいということ。

それと、外構工事につきましては、早期の降雪とか、あと厳冬期に舗装工事を行いますと、凍上の問題もあるということで、その部分だけ繰越明許させていただいて、平成28年度のほうで工事させていただくという形にさせていただいております。

入札については、そんなに当初と大きくかけ離れて落ちたということではないです。以上です。

◎菊地康雄議長 鈴木産業課長。

◎鈴木義夫産業課長 お答えいたします。まず、そばの産地強化推進事業補助金でございますけれども、この補助金につきましては、そば乾燥調整施設整備に係る事業費の2分の1を補助しているわけですが、その際の入札執行残に伴う減でございます。

それと、地場産品奨励対策の関係でございますけれども、これはふるさと納税額が当初の見込額より少額となったため、返礼品の送料等含めて見込みより少なくなったということで減額しているものであります。

森林環境保全整備事業でございますけれども、これは当初、補助事業なんですが、林内整理が要件となった事業でありまして、これが道の補助の変更があったために、林内搬出が要件となったために、そのことによって面積が減となったための減額となります。以上です。

◎菊地康雄議長 10番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 もう1回だけ。この32ページの外構工事やなんか、時期的に悪いから残として残すという趣旨のことは分かりました。

ただ、27年度の予算で、これを業者の人が仕事をするといったら、新年度で仕事をする。2月、3月に入札をすれば、4月の当初というのか、その準備をして、3月の末から4月の当初、仕事ができるんじゃないかなと、私、思うんですけれども。そこら辺は、予算書が予算委員会で決定、決定でないという問題もこれには関与してくるのかなと思うものですから、そこら辺もう1回だけ。

それから45ページ、間伐、これらは面積もあるんですけれども、ローテーションだと思うんですね。下草刈、植付、間伐、それから全部を切るという。この林業関係で何十年になる流れがあるのかなと思うんですけれども、1回こういうふうに残したら、1年ずれ込む恐れはないのかなと思うんですけれども。もう1回、そこら辺ご説明願いたい。

◎菊地康雄議長 橋場保健福祉課長補佐。

◎橋場めぐみ保健福祉課長補佐 ご指摘のありました外構工事の部分については、4月ではちょっと凍上がきついで、5月の連休明けというのか、5月末までには行う予定です。

ただ、入札のときに最初から分かっているというのか、工期が春になるのではないかということのご指摘かとは思いますが、あらためてその部分について、新年度に工事の入札等をしたほうがいいのではなかったのかというご指摘ですが、全ての工事において一括で入札を行っています。当初、3月中に完成する予定でいたんですが、そういった事態が起きてしまったので繰越と。本来であれば、その辺がちょっと甘かったのかなと、きちんとした計画が必要だったのかなと、その辺については思っております。

◎菊地康雄議長 鈴木産業課長。

◎鈴木義夫産業課長 森林環境保全整備事業の関係でございますけれども、造林につきましては、実測をした結果、面積が減となったということで減額になっています。下草刈も同様ということになっています。

ただ、間伐の保育関係ですが、この事業につきましては、国の補助をいただいて実施するということを前提にしております、制度が変更になったことで、未実施というふうにはなっています。その未実施の分につきましては、平成28年度の新年度予算のほうに計上させていただいております。以上です。

◎菊地康雄議長 ほかに。1番、長野議員。

◎長野章議員 3点ほど、ちょっとお伺いをしたいと思います。

まず、衛生費の関係なんですけれども、38ページの厚生病院の関係なんですけれども、新聞等でちらちらというか、管内の状況や帯広市の状況を把握しているわけですが、最終的に今回、マル新で350万円と出てきたんですけれども、これは今現在の助成なのかなというか。たぶん新しくなればまた違った計算方法で出てくるのかなというふうに思うんですけれども。これは現在の救急をというか、そういったのを受け入れしてもらっているためのお金なのか。そうでなく、例えば新しく改築しようという、その前段というか、その資金調達のためのお金なのか、その辺ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それから、商工費なんですけれども、46ページ、ここの19節、商工業活性化事業で420万円ほどとなっているんですけれども、新たにたぶんどなたかが起業されるのか、それとも既存のものなのかよく分かりませんが、この中身について、お聞かせ願いたいのと。

その下のチャレンジショップですよね。たいへん苦戦しているというふうに思うんですけれども、現在どういうことになっているのか。これは新年度については、また予算委員会でお聞きすればいいんでしょうけれども、こういった毎回ゼロにするような、そういった予算を組んでいくのか、それとも何か新たなことを考えているのか、この辺もし決まっていれば、お聞かせ願いたいと思います。以上です。

◎菊地康雄議長 坂田保健福祉課長。

◎坂田洋一保健福祉課長 お答えいたします。帯広厚生病院に係る補助の部分については、実態としては帯広厚生病院が運営していく部分のいわゆる不採算部門があって、5部門なんです、救急救命センター、それから小児救急医療、周産期医療、小児医療、

精神医療というような運営をする中で、やはり赤字の部分が出ると。その部分を19市町村で負担をしていきたいと思います、運営費補助という形で昨年度から補助をしている状況であります。

今回の補正なんですけど、そもそも各19市町村が運営する財源対策として、国から入ってくる特別地方交付税、それをうまく活用した形で厚生病院に運営補助をするという形の仕組みでありますので、交付税の確定をもって補助をするという形になりますので、通常例年3月補正の中で整理をさせていただいているというのが実態であります。以上です。

◎菊地康雄議長 鈴木産業課長。

◎鈴木義夫産業課長 商工業活性化事業の関係でございますが、この事業は、レイクインの取得に対する商工業活性化事業補助金ということで、この事業に該当するために、今回、予算計上しております。

これまでは固定資産税、この制度でいくと5年間支援をする事業でございますけれども、取得から3年間は過疎法の適用で免除になっておりました。それで、27年度からの2年間につきましては、町の支援制度に適應するということから、今年度申請があったため、補正対応をするものであります。

それと、チャレンジショップの関係でございますけれども、なかなか出店に至らないというところが現状であります。

これまで1件の応募がありまして、それも出店に至らなかった。そして現在、会館の利用にあたって、1件の相談が寄せられているところです。

いずれにしても現在、出店に至っていないというところを踏まえて、要件を見直ししていきたいというふうに思っていますが、その要件の見直しの1つとして、現在菓子類の小売業というところに限っておりますけれども、これをもう少し拡大して、小売業というところの見直しも含めて考えているところです。以上です。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 厚生病院のほうは分かりました。ただ、今回の補正と総額がいくらぐらいなのか、これが総額なのかどうなのか、今年度の。例えば27年度の負担金としてはそうなのか、それとも当初で見ていくらか払ったのかどうなのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと。

チャレンジショップなんですけれども、今みたいな話は前にも聞いたと思うんですね。「お菓子ではもうダメだから何か別なもので」というお話もあったというふうに思うんですけれども、ずっとこのままいくのか。何かやはり本当に真剣に考えないと、われわれもそうなんですけれども、一応何かないかなといろんなことを考えてもなかなか、やはりお店屋さんにしても駐車場の問題だとか、ちょっと使いづらいというのがたぶんあるのかなというふうに思うので、やはり何か抜本的に考えないと、難しいのかなというふうに思うんですけれども。

新年度で考えますということであれば、そういうことでもいいんですけれども、やはりこれ以上は置けないというか、修理をしたわけですよね。お金を掛けて、使ってくれる人がいないのではしょうがないというふうになるのかどうなのか、分かりませんが。もうちょっとお菓子だけでなく、前にも聞いたので、早くやはりそういう、何でもいいと言ったらおかしいですけども、使っていただくような取り組みが必要でないかなというように思いますので、苦戦しているようなんですけれども、ぜひ頑張っ

ていただければなというふうに思います。以上です。

◎菊地康雄議長 坂田保健福祉課長。

◎坂田洋一保健福祉課長 お答えいたします。帯広厚生病院に対する補助につきましては、今回が初めてで、27年度はこの350万円で確定という形になります。以上です。

◎菊地康雄議長 鈴木産業課長。

◎鈴木義夫産業課長 この施設でございますけれども、遊休施設の活用と併せて起業を目指すかたを支援するために、試験的に営業するための店舗として、産業会館の1階部分をチャレンジショップに活用する目的で平成25年3月に改修してございます。

長野議員さんから言われたとおり、整備してから相当の間空いているということで、28年に向けて要件をなるべく緩和しながら、業種にこだわらず、利用ができるよう検討していきたいというふうに思っております。以上です。

◎菊地康雄議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第10号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号 平成27年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第16、議案第11号、平成27年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第11号、平成27年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ16万2,000円を追加し、予算の総額を9億4,880万円とするものでございます。

6ページの歳出をお開きください。

2款、出産育児一時金では、実績見込みによる補正をしてございます。

3款、後期高齢者支援金、5款、老人保健拠出金、7ページ上段の6款、共同事業拠出金では、それぞれ額の確定に伴い補正をしてございます。

10款、諸支出金では、平成26年度保険給付費等の精算確定に伴い、療養給付費等負担金、特定健康診査等負担金に係る返還金確定による増額をしてございます。

4ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

1款、国民健康保険税においては、実績見込みにより補正を行ってございます。

5ページに移りまして、8款、繰入金、その他一般会計繰入金では、歳入の実績見込みや諸支出金の増に対応するため、補てん的繰入を増額いたしております。

9 款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。
以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第11号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 7 議案第 1 2 号 平成 2 7 年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第17、議案第12号、平成27年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第12号、平成27年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ463万5,000円を減額し、予算の総額を9,642万1,000円とするものでございます。

5 ページ、歳出をお開きください。

2 款、広域連合納付金では広域連合の決算見込みにより、事務費、保険料、保険基盤安定分の減額と、補正に伴う財源の移動を行っております。

戻りまして、4 ページの歳入を御覧ください。

1 款、後期高齢者医療保険料は実績見込みにより、補正を行っております。

2 款、繰入金では、今回補正の財源調整のため、一般会計繰入金を増額してございます。

3 款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第12号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手多数]

◎菊地康雄議長 挙手多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第13号 平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第18、議案第13号、平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第13号、平成27年度新得町介護保険特別会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ287万8,000円を減額し、予算の総額を6億8,665万4,000円とするものでございます。

6ページ、歳出をお開きください。

1款、総務費、介護認定審査会費では、西十勝介護認定審査会負担金の精算に伴い補正をしてございます。

2款、保険給付費から9ページ上段までの3款、地域支援事業費では、それぞれ実績見込みによる補正と、補正に伴う財源の移動を行ってございます。

5款、諸支出金では、過年度被保険者還付金の確定に伴う補正と、補正に伴う財源の移動を行ってございます。

戻りまして、4ページから5ページの歳入を御覧ください。

1款、介護保険料では、決算見込みによる補正をしてございます。

2款、国庫支出金、3款、道支出金、4款、支払基金交付金、次のページの6款、繰入金までの各歳入は、歳出の実績見込みにより、それぞれの負担分についての補正と、財源の調整を行ってございます。

7款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

8款、諸収入では、実績見込みによりそれぞれ補正しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第13号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第14号 平成27年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第19、議案第14号、平成27年度新得町簡易水道事業特別会計補正

予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第14号、平成27年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ158万4,000円を減額し、予算の総額を1億1,282万2,000円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開きください。

1款、事業費の一般管理費では、今年度の事業の確定や実績見込みによる補正と、不用額の整理を行っているほか、11節、需用費、12節、役務費では、漏水対応等によりそれぞれ増額してございます。

4ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

2款、道支出金では、額の確定により補正をいたしております。

3款、繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金、補てんの繰入を減額してございます。

4款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第14号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第15号 平成27年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第20、議案第15号、平成27年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。

[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第15号、平成27年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,087万1,000円を減額し、予算の総額を2億5,857万9,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。

第2表、地方債補正は、事業費の確定に伴う限度額の変更でございます。

つづきまして、6ページ歳出をお開きください。

6 ページから 7 ページの 1 款、事業費では、今年度の事業の確定や実績見込みによる補正と、不用額の整理を行ってございます。

5 ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

1 款、分担金及び負担金、3 款、国庫支出金では、実績見込みにより補正を行ってございます。

4 款、繰入金は、今回の補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金補てん的繰入を減額してございます。

5 款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

7 款、町債は、起債対象事業費の確定に伴う補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第15号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎休 会 の 議 決

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

議案調査のため、3月4日から3月13日までの10日間、休会することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、3月4日から3月13日までの10日間、休会することに決しました。

◎散 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 12時06分)

平成28年第1回新得町議会定例会（第2号）

平成28年3月14日（月曜日）午前10時開会

○議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
		諸般の報告（第2号）
1		一般質問

○会議に付した事件

諸般の報告（第2号）
一般質問

○出席議員（12人）

1 番 長 野 章 議員	2 番 村 田 博 議員
3 番 湯 浅 佳 春 議員	4 番 佐 藤 幹 也 議員
5 番 貴 戸 愛 三 議員	6 番 若 杉 政 敏 議員
7 番 湯 浅 真 希 議員	8 番 廣 山 輝 男 議員
9 番 柴 田 信 昭 議員	10 番 吉 川 幸 一 議員
11 番 高 橋 浩 一 議員	12 番 菊 地 康 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	浜 田 正 利
教育委員会委員長	浦 山 兼 一

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副 町 長	田 中 透 嗣
総 務 課 長	武 田 芳 秋
地域戦略室長	佐 藤 博 行

町	民	課	長	渡	辺	裕	之
保	健	祉	長	坂	田	洋	一
施	設	課	長	鈴	木	隆	義
産	業	課	長	鈴	木	義	夫
児	童	保	長	鈴	木	貞	行
保	健	祉	補	橋	場	め	ぐ
産	業	課	長	福	原	浩	み
産	業	課	長	佐	木	隼	之
屈	足	支	所	金	田		人
出	納	室	長	木	村	秀	光
席	務	係	長	小	林	健	利
財	政	係	長	桑	野	恒	雄

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	斉	藤	仁
学	校	教	石	塚	将
社	会	教	岡	田	徳
		育			彦
		課			
		長			

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	初	山	一	也
---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	西	山	喜	代	司
書			記	菊	地	克	浩	

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎諸般の報告（第2号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 一般質問

◎菊地康雄議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

[長野章議員 登壇]

◎長野章議員 私は今回の一般質問で道の駅の整備、それからそばの振興について議論させていただきたいと思います。

道の駅では、長年いろんな形で検討されてきたと思いますが、そばの振興では、今年開催の第22回日本そば博覧会の開催に伴う記念となる事業の取り組みについて、ご提案を申し上げたいというふうに思います。

まず、道の駅の整備関係ですけれども、ここに通告してございますけれども。

1. 道の駅の整備は

本町における道の駅は、2005年12月定例議会の一般質問において、お土産店、食堂、観光案内所を兼ねた道の駅について議論されてきたと思います。その後も観光の振興、経済効果を展望し道の駅について検討されてきましたが、現在までに設置に至っていない現状であります。また、農産物や地域の特産品の試験的な販売等を行って検証をしてきたと思っておりますが、以下の点についてお伺いしたいと思います。

まず1点目ですけれども、地場産品等の販売実績はどうだったか。

2点目の開催場所を農協のスタンド横、町公民館前での試行結果についてどうだったのか。

それから3点目として、道の駅に関して、関係者、通告書にかっこして書いてありますけれども、商工会ですとか、観光協会等の施設を活用すると思われる事業者等のご意見をどのように伺ったのか、お伺いをしたいと思います。

上記について伺い、道の駅の今後についての方向性をどう定めているのか、お伺いしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 長野議員のご質問にお答えいたします。

道の駅は、道路利用者が24時間利用可能な駐車場、トイレ、情報提供施設を備えた施

設が登録の要件となっており、いわゆる休憩機能・情報発信機能・地域連携機能の3つの機能を併せ持つ施設とされております。

現在、十勝管内では11の町村に14カ所の道の駅が設置されております。本町においては、平成12年頃に具体的な検討を行ったものの、当時の整備案では道の駅の指定基準に合わず、結果的に設置には至らなかった経緯があります。

そこで、ご質問にある地場産品等の販売につきましては、道の駅の検討の1つの取り組みとして、平成21年度と22年度に農産物などの試験販売を行いました。その販売実績は、1年目が農協スタンド横で8日間販売を行い、購入客数は延べ835人、売り上げは約65万円、2年目は町公民館東側で12日間の販売で購入客数延べ1,055人、売り上げは約81万円でありました。

結果を踏まえると、販売主体などを含め、この取り組みをもって直売所の設置を見通せるまでには至らなかったと整理をしております。

道の駅に関する意見としてはさまざまある中で、心トークや子ども議会などにおいて設置を求める声があるほか、本町の地場産品などがそろっていて購入できる場所を求める声もあると認識をしております。

今後の方向性につきましては、必要性の認識というのは十分持っているというふうに考えておまして、総合戦略の目標にもある新たな人の流れ、人を呼び込むといった面で、本町に立ち寄ってもらう拠点をもち、交流人口を増やすことが町の経済への波及や効果的な情報発信につながるものと考えておりますので、駅前広場の再整備や追加インターチェンジの整備の行方を見ながら、設置に向けた研究を進めていきたいと考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 ご答弁をいただきました。まず、道の駅の関係ですけれども、町長からさきほど答弁もいただいたんですけれども、平成12年頃には一定程度整理をされたのかなというふうに思っていたわけなんですけれども、今回特に現在3期目でありますし、今までの2期については、町長の公約の中に道の駅の整備を掲げて実現に向けて取り組んできたことと記憶しております。

3期目の今回の公約、三世代のつどうまち第3章では、道の駅の整備について重点施策になかったように思いましたので、私はこの道の駅どうするのかなというふうに考えていたところ、第8期の総合計画第4章観光で、「観光情報の発信や休憩など気軽に立ち寄れる道の駅の整備を進めます」とありましたので、今回、町長の公約と第8期の総合計画の整合性について伺って、今後道の駅については積極的に進めるとの確認でよろしいか、お伺いしておきたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。公約作成時に確かに道の駅の議論をした記憶がありまして、なかなか盛り上がりには欠けるということもあって、取りあえず今回除こうという、そんな記憶がありました。

その上で、長野議員のほうの答えですけれども、必要性については認識しておりました。あと、場所と方法というのは相当やはり詰めていかなければならないかなという、そういう状況にもあると思っておりますので、これらについて、いろんなかたとまた相談していかなくてはならないという、そういうふうにも考えておまして、さきほどの

答弁と同じですけれども、なんとか駅前の再整備や追加インターチェンジの行方というものを十分注視しながら、必要な施設をどうしていくかということで、取り進めていきたいなというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 公約等の関係は分かりました。ぜひこれからいろんなかたのお話しを、さきほどもちょっと言いましたけれども、お聞きしながら進めるものは進めていただきたいし、これは駅前の再整備だとか、そういったのも一緒に絡めてということですから、まだまだちょっと時間はかかるのかなと思いますけれども、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に進みたいと思います。そばの振興の関係ですけれども。

2. そばの振興を

本年9月19日から25日まで、新そばまつりに合わせて、第22回日本そば博覧会の開催が決定されています。「そばのまち新得」が全国にピーアールされることを期待しているところでありますが、この間、「そばのまち新得」をキャッチフレーズに、そばの作付けの拡大支援や、新そばまつりの開催により、特産品として一定の成果を上げていると思います。

そこで、このような全国的規模のそば博を契機に「そばのまち新得」の基盤確立と後継者の育成など、さらなるそばの振興と普及定着を図るために、そば博の終了後に開催記念となるものを検討してはいかがかということで、ご提案申し上げておきたいと思います。

そこで、新そばまつりでは愛好家のそば屋台が出ておりますが、町内に何団体何人のかたが活動しているのか、日頃の活動状況をどう把握しているのか、お聞かせ願うとともに、高校生のそば打ちグループも含め、そば打ち愛好家のかたがたの要望を把握した上で、今後のそばの振興につながる記念として、これは私の考えですけれども、そば打ち道場またはそば記念館を設置するよう、ご提案申し上げたいというふうに思います。

これが絶対ということではございませんけれども、何かやはりせっかくの記念ですから、ぜひ考えていただきたいなというふうに思いますし、この施設では、誰もが気軽にそば打ちのできる施設として、できれば愛好家のかたが指導していただける施設を提案したいと思いますので、町長のご意見を伺っておきたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 長野議員のご質問にお答えします。

昨年10月に一般社団法人全麺協から、第22回日本そば博覧会の開催地の決定を受け、11月に実行委員会を発足しまして、準備を進めてきているところであります。

ご質問の、さらなる「そば」による地域振興についてであります。昨年、新そばまつりに出店をいただきました手打ちそば店11店舗のうち、町内のそば愛好家団体のかたがた6団体に出店をいただきました。そのときのスタッフ総勢は約130名のかたが参加をいただいたと伺っております。

愛好家団体の活動状況であります。新そばまつりなどの各種イベントへの出店や福祉施設への慰問活動、各団体においてそば打ちの技術の研さんに励まれています。また、愛好家団体やそば店で組織する「新得手打ちそば普及連絡会」において、手打ちそば愛好者や打ち手の拡大に努めておられます。

今後の「そばのまち新得」を確固たるものとしていくために、そば文化の担い手となる打ち手の育成や拡大は必要というふうに認識しております。

現在、愛好家団体のそば打ちの場所としては、町の公民館や保健福祉センターをご利用いただいておりますが、そば文化の拡大に向けて、その担い手となる人材育成に必要な取り組みと、ご提案のありましたそば打ち道場などについても、「そばのまち新得」のために関係するかたがたの意見を聞きながら、対応していきたいというふうに思っております。以上であります。

〔浜田正利町長 降壇〕

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 そばの振興について答弁をいただきました。今後、そば博覧会に係る実行委員会が何回か開催されるというふうに思っておりますけれども、その中でぜひそばの愛好家のかたがたと意見交換などをして、今後できればやはり記念に残る、行事でもいいですし、施設でもいいですし、何か考えて。そういう人たちが何か、何かというか、希望しているものがないのか。

それから、前に高校の話をちょっと聞いたんですけれども、なかなかそば打ちできるような施設がというようなことで、町長も前に「プレハブでもいいんじゃないか」という話もあったかというふうに思いますので、ぜひそういったことも考えていただければなというふうに思います。

そばの生産のほうについては、一定程度農協さんも調整工場などを設けて、かなり進んでいるのかなというふうに思いますが、そば打ちというか、生そばのほうの振興について、ぜひ検討していただければというふうに思いますので、そばの振興につながる事業が展開されることを要望したいというふうに思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 新そばまつりということで、この間14回開催を、皆さんの協力のもと、実施してきたというふうに認識しております。また、「そばのまち新得」という名前というものも今まで以上に道内はもとより、だんだんだんだん広く定着してきているという、そういう認識を持っております。町の地域振興からもそばというのは絶対切り離せないという、そういう認識を持っております。

また、今回のそば博でありますけれども、全麺協のほうからも単なるイベントにとどまらないというのが、そば博の開催趣旨の1つになっておりまして、そういったこともわれわれ行政側も十分認識した上で、主体となる実行委員会のかたがたと意見交換をしながら、そういった中で取り組んでいかれるものというふうに考えておりまして。

その上で、今後の取り組みにつきまして、私どもも単なる一過性ではないという、そういう認識を持っておりますので、来年以降どんなことができるのか、事務方のほうでもいろんな悩みを持っているようでもありますけれども、ぜひ議員の期待に応えられるように対応していきたいなと思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 1番、長野議員。

◎長野章議員 ぜひ、そういうふうに進んでいただければなと思います。

さきほどの道の駅もそうですけれども、そばの振興もそうですけれども、いかに人口というか、新得に来ていただけるかという戦略の1つでないかなというふうに思いますので、ぜひこの辺進めていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。これで終わりたいと思います。

◎菊地康雄議長 8 番、廣山議員。

[廣山輝男議員 登壇]

◎廣山輝男議員 それでは、私のほうから 2 項目ほど、質問させていただきたいと思います。

まず 1 項目目は、T P P 合意を受けての新得町の対応の関係について伺います。

1. T P P (環太平洋経済連携協定) 合意を受け新得町の対応について

太平洋を囲む国々が人、モノ、カネの移動を自由化しようとするいわゆる貿易協定、T P P (環太平洋経済連携協定) は昨年 10 月合意、今年 2 月には協定署名という段階に至っております。今後 2 年以内にはそれぞれの国で発効手続きが終わることになっております。

日本政府は今国会でも審議し、遅くとも 6 月ぐらいには結論を出すようなことが予定されております。一定の関税等の撤廃と自由化がされる中で、農畜産物等への影響が予想されます。そのために、参加反対を含めた対応が今日までされたきたところでありますが。

合意を受けまして、新得町のいわゆる基幹産業である農畜産物への影響が心配されることはもとよりであります。地域経済に多大な影響が予想されるのではないかと。具体的な影響試算として、北海道あるいは十勝的にも出されておりますが、新得町としての今日段階での農産物に関する影響や対策について、以下伺っておきたいと思っております。

1 点としては、北海道 T P P 協定対策本部が発表いたしました、協定発効した場合の第 1 次産業への影響は、生産額減少 402 億円から 598 億円とするとされておりますが、新得町の影響試算はどうか、1 点。

2 つ目に、食料基地十勝として、第 1 次産業の振興に向けた政府への T P P 対策要求と、町としての政策課題について伺います。

3 つ目に、町として 28 年度の具体的な取り組み施策はどうか、以上 3 点について伺います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 廣山議員のご質問にお答えいたします。

環太平洋経済連携協定、いわゆる T P P につきましては、昨年 10 月 5 日に大筋合意を受け、同年 11 月 25 日に、国から「総合的な T P P 関連政策大綱」が示されました。今年 2 月 4 日に署名式が行われ、今後国会で承認された後、協定の発効が行われるところであります。

質問にあります 1 点目の、T P P 大筋合意を受けて、協定発効した場合における新得町の第 1 次産業への影響試算についての質問であります。T P P の農林水産物生産額への具体的な影響の定義、影響の根拠が、私どものほうでは十分理解できていないこと、また国が行う具体的な支援内容の把握がされていない中、質問に答えられる影響試算というものについては、難しいというふうに考えております。

しかし、関税の削減などによる輸入農産物の価格が低下し、国産品の取引価格が下落するなどの影響が懸念されることから、今後、関係機関を含め情報収集を引き続き行い、個別具体的な影響があれば、国などへ対策を行うよう求めていきたいというふうに考え

ております。

2点目の第1次産業の振興に向けた政府へのTPP対策要求と、町としての政策課題についてお答えします。

国から示されました「総合的なTPP関連政策大綱」において、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成、産地イノベーションの促進、畜産・酪農収益力の強化、6次産業化など、これらは強い農業づくり、攻めの農林水産業への転換には必要な政策と考えており、TPP対策として十分な予算が確保されるよう国に要請してまいります。

3点目の平成28年度の具体的取り組み施策についてであります。TPPとは関係なく強い農業づくりの政策を継続し、課題であります担い手対策におきましては、研修農場支援を行い、引き続き農業生産基盤の整備に取り組んでまいります。

また、生産者への個別具体的な影響がある場合については、その都度検証し、十分な対策と予算確保に向けて、国へ要請していきたいと考えております。以上であります。

〔浜田正利町長 降壇〕

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 町長のご回答を受けまして、私なりに少しまとめて再質問させていただきたいと思います。

TPPの学習会をする必要はないのでありますけれども、この問題については、国の方針でわれわれどちらかというと、決まれば従わざるを得ないとか、その対応を受けなければならないみたいな、どちらかというと、上の指導に従っていかざるを得ないような状況もないわけではありません。

ですが、私はこの問題に関しては、多少勉強させていただくと、参加したときから既に、このような状況になることは既に決まっていると言っても過言ではなかったわけです。

つまり、2006年からアジア圏といえましょうか、そういう国々でほんの一部の国でつくり上げた貿易協定、決まったものについては一切変更させないと。新たな人たちが、新たな国が入ってきて、これは変更しないという前提で入ってきてもらうというものの、TPPという貿易協定をつくろうということで出発したわけですから、その10年後、私たち日本が入ろうとしたときには、もう既に決まった問題については従わざるを得ないという、そういう性格を持った、この貿易協定の性格を持っていたわけですから、当然それまでにわれわれ国会の中でも農産物の5品目うんぬんというようなことも決めておりましたけれども、既に95パーセントがこれに従わざるを得ないというところから、一部の残ったものについても交渉があったと言ったほうが、性格としては分かりやすいのかなと思うんですね。

そういった意味で、私は農産物はさることながら、それ以外の問題が極めて深刻かなというように受け止めているわけであります。

今、政府も総合対策しておりますから、たまたまいろいろと勉強させていただきますと、日本の農業の置かれているところは、いわゆる農業所得で比較すると、政府の補助というか、そういうのはたった18パーセントから20パーセントしかないんですね。ですから外国からさまざまな攻撃がされるとたまたまのものじゃないんですね。

ところが、アメリカあたりは既に政府は50パーセントほど、もう所得保障しているわけで、ヨーロッパにしたら95パーセントも保障されているという、至れり尽くせりの農業政策が外国ではされていると。そこと太刀打ちするわけですから、平らな貿易協定の

中では太刀打ちできないわけです。

したがって、総合対策どの程度までいくのか、私はよく分かりませんが、いわゆる農業所得、今の3倍ぐらい上げるぐらいの対策をあげると、初めて外国と一致するのかなというぐらいの状況であります。残念ながら今回の政策を見ても休田されている田んぼの改良工事をしようかなんてというのが、中心のようにも聞いているのでありますけれども。

いわゆる第1次産業に対する対応については、今、政府もやっておりますが、問題は一般消費者に対するさまざまなあつれき、不十分な状況が出てくると。貿易がある程度、さまざまな問題に対して自由化されるわけでありますから、農産物以外もあります。いわゆる金融から医療の自由化、あるいは労働力の移動、あるいは地元で言わせると、新得町は関係しないかもしれませんが、地方自治体の公共物の調達も、これは統一される可能性があります。

そういったものも含めると、消費者に対するさまざまな問題が起きるのではないかと。ということでは、再質問として具体的に申し上げますと、行政と産業界と消費者と一緒にやってT P P対策、これは仮称でありましょうが、私の勝手な言い方ですが。T P P対策、懇話会みたいなものをこの地域の中でもつくって、もちろん直接的なT P P対策の関係も1つあるし、消費者に対する啓もう等取り組み、こういったものも絶対必要ではないかという意味で、今回、この一般質問の中で取り上げさせていただきました。

具体的なことを言いますと、例えば今、遺伝子組み換えの大豆を日本で作る場合は、北海道の場合はこれは条例で規制しております。

ところが、こういう規制は北海道だけであって、例えば外国からものを言わせると、外国の企業が国に対したり、公共団体に対して、いろんな訴訟を起こすことができると、こういう悩みもあります。

したがって、例えば北海道の今言った、遺伝子組み換えの大豆は作ってはいけないと、いわゆる一定の規制をかけた条例が今日あるわけですが、そういったものも、そういった一部の外国の企業を訴えることができる、これは問題だと。これは国際機関の中で裁判をやれるわけですから、撤回せざるを得なくなるという、たいへんI S D条項というものがあるわけでありまして。

そういったことからしますと、食品等々に関する安全等が極めて私は、今後問題になってくるのではないだろうか、と、思っているところであります。

例えばアメリカの例で言うと、いわゆるどういう作物で作られて、どんな内容物が入っているかという、いわゆる表示義務がほとんどなされておられません。日本ではどこの会社で作って、どういうものが入っているという、あるいはどの程度入っているというのまで、日本の法律の中ではちゃんと明確になっておりますが、これが今、アメリカでは全く表示されていないわけです。

そういったものが今後日本に入ってくるとすれば、私たち何を選んでいいのかというようなこと等とともに当然出てまいりますから、たいへんこのT P Pの合意に至った後のことを考えた場合は、いわゆる日本に住んでいる皆さんが、直接的にそういった被害を被ってくるのではないだろうか。もちろん農産物に対する心配もたくさんありますけれども。

そういったようなことで、具体的に今回の一般質問の中でも行政と産業界、消費者とT P P対策の懇話会的なことを、やはりこの場でもつくって、きちっと政府、あるいは

町民ピーアール、啓もう活動、こういったものもしっかりやっていかななくてはならないのかなという立場で、今すぐつくるというよりも、今後こういったものは当然取り組んでいかななくてはならないと。

例えば今、町民課段階では、おれおれ詐欺対策みたいなことを具体的に取り組んでおります。こういったものも、これ以上の問題が今、T P Pでは押し寄せて来るだろうと、こういうふうに私は受け止めております。

そういった意味では、たいへん大きな課題として、今後は自治体の中でも取り組んでいかざるを得ないのかなと思っておりますので、この辺について、町長のご見解をいただければと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。国民の皆様がた、そしてその代表である国会議員、それぞれ思想、信条を持っております。そういった中で、政治の中でそれぞれの政党の考え方、方向性、それぞれ合意形成をして、ときの政府が方向性を最終的に定めて、国民合意を図ってきております。

そういった状況において、われわれ地方自治、それから地方議会、何ができるのか、何をするのかと、そういった中での提案というふうに思っております。

T P Pの問題については、交渉事ということでありまして、なかなか経緯が明らかにされていないという、そういういらだちというのは多くのかたがたが持っているかなという、そういう認識は持っております。

今後、いろんなところで、細かな点が出てくるかなというふうに思っておりまして、私の立場でも基本的にやはり今後の成り行きというものは、注視していくというふうに思っております。

その結果、議員から提案がありました懇談会、否定はしません。いずれにしても、全体像の中でわれわれのできること、その辺を十分見極めた上で、必要があれば議員から提案があることについても、対応していきたいなというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 前向きか前向きでないかというのはちょっと難しいんですが、一応否定はしないけれども、なんとか必要であればということでもありますけれども。

いずれにしても、これは当然つくらざるを得ないだろうと、私は思っております。その名前は別です。いろんな取り組みをせざるを得なくなってくるのではないかと。今、表示の話も私はいたしましたけれども、例えばある国に言わせると、もともとあった大豆の生産していたところをアメリカの大豆、いわゆる遺伝子組み換え大豆が入ってきた。その国にしたら国産と遺伝子組み換え、二通り作っていたんですけれども、当然自然界は屋根の中で作った、家の中で作っているわけではありませんから、花粉等飛び交うわけでありまして、遺伝子組み換え大豆に全て網羅されてしまって、もともと作っていた大豆がもう一切なくなったというようなこと。

それに伴って、最初は経費は安かったんですけれども、いわゆる特許みたいなものを持っている国の会社が、それを全て支配してしまったということで、例えばインドあたりでは年間600人ぐらい、これは最近の数字ですが、自殺者を出しているという、いわゆる困窮な状態というところまで至っていると。

そういうようなことですから、もう命、暮らし、そういった問題にも波及する極めて

大切な問題だろうという認識のもとで、私たち、この将来の日本を考えていった場合、地元新得の場合も考え、農畜産物のみならず、消費者の問題についてもちゃんと構えて、この問題について取り組んでいくという姿勢は、当然必要かなというようなことでありますので、ぜひこの問題について、十分検証しながら取り組んでいただけたと思います。

それと、最後1つだけ。この問題に対して、十勝レベルで農産物以外の問題について、政府に対する問題提起といいますか、要求、そういったものを市町村会もあるわけでありまして、そういうところで一緒にさせている項目があれば、お伺いしておきたいのと、このように思うわけでありまして、町長からいただきたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 さきほどもお話ししましたが、地方自治、それから地方議会、そういった中で何ができるか、何をするかというところにまた戻ってしまいますけれども。

T P P自身は農業に限らず、廣山議員から言われるように、いろんな分野に波及をしていきます。そのいろんな分野の波及をどこまでわれわれが正確に把握できるか、そういったこともあります。

内容によっては、当然市町村レベルでなくて、都道府県レベル、国レベルといったものも相当出てくるかなと思っておりますけれども、影響がある分野が具体的に分かれれば、それはそれでさきほどお話ししたとおり、国の要請等をしていきたいなと思っています。

また、地方自治段階での懇談会と、さきほどお話ししたとおり、積極的か積極的でないかというのは、今は私はまだそういう状況にないというふうに思っておりますので、さきほど言ったように否定はしませんが、十分やはり情報というものを把握した上で、必要な措置というものがあれば対応していきたいなというふうに思っています。

それから、農業以外での町村、市町村会での対応という話ですけれども、私の現状の中では、農業以外ではそういうものはあるという認識は今、しております。あらためて確認はしますが、答弁が間違っていたら、またどこかで答弁させていただきたいなと思っています。以上であります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 よろしくお願ひしたいと思います。いずれにいたしましても、今後国の発行手続き等がなされれば、具体的な対策が当然出てまいりますので、積極的な取り組みといえるでしょうか、そしてかつ、住民にもやはりしっかりアピールできるような情報を下ろされる、あるいは町内にも下ろさしていただければありがたいかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2項目目に入りたいと思います。医療対策の関係であります。

2. 医療対策について

住民が安心して暮らせる地域環境の整備に向け、第8期総合計画の中で提起されておりますが、屈足地区の医師不在は8年余りが経過しているわけでありまして。町民の不安は増すばかりですが、少子高齢化が進行する中、早期解決が求められております。総合計画の主要施策にも、医療機関との連携等の提起もありますが、屈足地区の医療確保についての基本的な姿勢は変わらないと思いますが、以下の点について伺っていききたいと思います。

1点目としては、屈足地区の医師確保に向けた今日までの取り組み経過はどのようなかということ。

2 目、今後の医療機関との連携について具体策はどうか。

3 目に、高齢者見守り体制として I C T、これは情報通信技術と言いますが、その導入を検討してはどうかという、3 点について伺います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 廣山議員のご質問にお答えします。

屈足地区の医療確保についてであります。町民の皆さんの安心安全な生活を考える上で、生活に近いところに医療体制を整備していくということを基本的な方針としております。

このことから、屈足地区の医療体制の確保は、たいへん重要な課題として、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

その上で、1 点目にありますこれまでの取り組み経過であります。平成19年度に辻岡医院が閉院となってから、今日まで10名の先生と招へいに向け協議をさせていただきました。

これまでの医師からの主なご意見としては、1 目目に人口規模や周囲の医療機関までの距離を懸念しておりました。

2 目目にどれくらいの患者が見込めるのかが課題と。結果として、経営において採算というものにつきまして、厳しいといった理由で、いずれも招へいには至っておりません。

なお、現在10名の先生のほかに、家族の都合によりすぐには話を進められない医師が1 人、体調不良で協議中断されている医師が今、1 名おります。

この2名の医師につきましても、連絡が来次第、協議を再開することとしております。

また、この間、医療機関以外の施設を利用して実施するいわゆる「巡回診療」の可能性も検討しているところであり、診療可能な医師への打診、診療開始に向けての医療法上の課題等について、整理しているところであります。

次にご質問の2 点目であります。総合計画の主要施策に掲載しました「医療機関との連携」についてであります。今後、安心した在宅での暮らしを継続するためには、医療や介護など生活に密着するサービスが切れ目なく提供されるよう連携することが重要であると認識しております。

そのための具体策につきましては、1 点目として、町内の医療・介護関係者などとの密接な連携により地域包括ケアシステムの構築を図ること。

2 点目として、近隣地域の医療連携を図るために組織された医師の任意組織であります新得、清水、屈足の3 町からなります医療ネットワークとの連携。

3 点目として、眼科、耳鼻科といった専門診療科への対応として、十勝管内医療機関との連携。

4 点目として、現在策定中ではありますが、十勝地域医療構想の内容を注視しつつ、必要に応じて、今後近隣医療機関や場合によっては、帯広市内の医療機関との連携も視野に入れ、本町の医療提供体制の充実を図っていきたいと考えております。

次にご質問の3 点目であります。高齢者の見守り体制についてであります。現在、端末機を家庭に設置し、急病などに対応する緊急通報システムやヤクルト販売店による安否確認事業、さらには、単身高齢者などの家庭に定期的に訪問し安否等を確認する訪問安否確認事業を実施しているところであります。

今後、町民の皆さんの命を守る体制を充実させる1つの手段として、提案のあります情報通信技術活用の可能性やその費用対効果などを検討していきたいというふうに考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 ご回答をいただきました。私も屈足に長く住んでいて、医者がないということは、私自身はまだ健康だと自負しておりますけれども、何かあったときに近くにはお医者さんがいないわけですから、遠くに行かなければならないというような、たいへんそのことはぜいたくなことかもしれませんけれども、やはり不安はあります。

新得も全体そうですけれども、屈足地区の高齢化率も確か2月には40パーセントを超えたと思うんですね。1人生活者もたいへん多くなってきております。

ですから、当然病気持ちの皆さんもたくさんいるんですが、なんとか帯広、あるいは清水も含めて、いわゆる送迎バスといいましょうか、自らの医療機関のバスを利用した中で、必ずしも十分ではないだろうと思うんですが、通院とか、そういう体制をとっております。

これでいいと誰もが思わないわけですが、なんとかやはり屈足に、もう既に8年ちょっとぐらいになると思うんですが、何としても医師の確保を実現させなければならないのではないかということでもあります。

今、町長からもお話しがありました。いろんなことを取り組まれていることはそれなりに私も受け止めているんですが、町民の皆さんは全くそのことは分かっていないので、残念ながらこういう状況だということも、ちょっとは屈足地区の皆さんにも多少なりとも何らかの形で情報がほしいなということもあります。

解決しておりませんから、何をやっても結果が出ておりませんから、理解されるとか、そういうものではないのであります。

ちょっと余計なことを言いますと、今年の町長の行政執行方針の中では、「屈足地区の医師確保」という文字は出ておりませんでした、残念ながら。

しかし、総合計画の中で、しっかりそういったことは挙げられておりますから、撤回したとか、諦めるだとか、そういうことはないのかなということは、十分分かっているつもりで今回質問に立っているのですが。

2つ目の医療機関との連携の関係、いろいろな具体的な策があるということも分かっております。それで、私としては、具体的に問題提起しますと、どこの病院でもあるといいのでありますが、恒常的に週に何回か、医師を派遣するような取り組みができないのかなと、屈足地区に。それすら簡単なことではないということは分かっています。

そうなれば、たとえ週2日あっても、医師が何日には、例えば「らら」に、「らら」の施設にも多少そういう相談室みたいなものは一応、形としてはつくってありますから。それは医療、そこでやりますということではないにしても、そういうようなことはできないわけではないので、それは当然お医者さんの理解がなくしては実現は無理なのであります。

そういった、ちょっとでも前進ある形をぜひ、今年は実現してほしいなという感じが、私は率直に申し上げているところであります。

それから、しかしながらということなんですが、さきほども町長のほうからございました十勝医療圏のいわゆる十勝圏地域医療構想調整会議なんていうものも十勝で行われ

ているということも知っております。

これは、あまり過疎地域のことを考えないで議論されているのかなということを率直に思うんです。これは2025年にはベッド数551床削減するという道の関係も含めてあるわけです。新得はあまりベッドがありませんから、関係ないと言えば関係ないかもしれませんが。

しかし、それだけ医療体制は不十分になるんだなということだけ、これは見えてくるんです。もちろんこれはお医者さんとの相談もまだないから、そういったものも必ずしも実現するかどうかというのは別です。

しかし、地域のこともちゃんと、今町長がお答えしたように、そういった経過を見るとは言いつつも、なんとかそういう過疎地も現実あって、しかしお医者さんが配置されてもいろんな科目等を考えると、極めて不十分な状況もあるというふうになれば、ベッド数以上に「こういった地域の医療についてこうあるべきだ」というものをやはり議論させて、そして対策をしっかりしていかなければならないと。

将来的にも医師の関係については、この程度にしたいという政府方針も最近は出つつあります。何としても、医師をやはりこういった過疎地にも配置させると。そのためにはこうしていかななくてはならないとかという、いろんなものが出てくるのならまだいいけれども、残念ながらこれは医療と介護の関係で、ケアシステムの関係等とも踏まえた中で政府は考えているとは言いつつも、そういうものを具体的に取り組んでいかなければならない状況の中ですから、なおさら今の地域の医療の関係については十分含めて問題提起してもらえればありがたいかなと思います。

私としては、屈足地区の具体的な関係で、なんとかそこに医師、1日でも2日でも確保できないのかと。

そういう中ですから、3番目にいわゆる見守り体制の関係について具体的に提起したのは、ICT導入はどうなのかと。それは、率直にお金掛かります。それはさきほど冒頭でも申し上げたように、やはり独り暮らし者というのは、しかも年齢の高い人、たいへん多くなってまいりました。これは何も新得全体を言ったらそれまでですけれども。

屈足地区は特に多いのではないだろうかということになりますと、隣にも行けない、買い物にも行けない、そういうような中で、一体その人はどのようなことになっているのかとなると、やはり私はセンサー方式のいわゆるどこかの部屋にそういった探知する機器を使ってやる装置なんです、コントロールタワーは役場なら役場でもいいのですが。

これは単に私は見守りということで、今日は問題提起させていただいているんですけれども、さまざまなものに使えるというものですから、仮に入れるとなれば、災害対策、教育関係、医療福祉、産業、いろんなものにできるものですから、単純な要求にはお答えできないのかもしれませんが、結果として、今の屈足におかれている状況を考えると、こういったICT導入も、やはり町長、検討するということですから、なるべく早く結論を出して、この問題について対応していただければなと思って、最後に質問させていただきます。よろしくお願いします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。まず屈足地域の医療体制についてですけれども、辻岡先生の後、本当に決まらないということで、たいへん申し訳ないというふうに思っております。さきほどお話ししましたが、家庭医という存在の中でやはり生活

に近いところに医療があるというのは、私も今までも同じですし、これからもきっと変わらないというふうに思っています。最大限努力をさせていただきたいなというふうに思っております。

その上で、週何回かといった、そういったお話もありまして、われわれのほうも毎日でなくてもということで、いろんな選択肢を提示しながらお話しをさせていただいている部分もありますので、最終的に場合によってはお金の問題ということも出てくるかもしれませんが、これはこれでまた別途相談させていただきたいなと思っておりますけれども、いずれにしても、これからも努力をしていきたいというふうに思っております。

それから2番目の十勝圏の話ありましたけれども、議員から言われるように、十勝全体を見たときに過疎地の議論というのは必ずしもかみ合わない部分というのは、それはそれで私も十分認識をしている部分もあります。

しかし、いずれにしても、十勝の連携というのは、間違いなく必要でありますので、これらについても注視をしていかななくてはならないかなというふうに思っております。

また、町村長の中での話になってしまいうんですけれども、やはり医者自身の都市部への片寄りというものについて、何か違う方法で片寄りをなくすることができないかという、率直な、そういった悩みも抱えている自治体も多々ありますので、これからもそういったかたがたとの情報交換をしながら、何ができるのか、あらためて考えていきたいなというふうに思っております。

それから3点目、情報通信技術、これはいろんな意味での技術革新も含めて、これからはいろんなものが出てくるかなというふうに思っております。

これにつきましては、屈足の高齢化率、高いというふうに思っておりますけれども、これは全町的な課題というふうに考えておりまして、医療なり、介護なり、そういった特定の分野でないというお話ですので、ぜひわれわれについても、そういった中で全国的にももう始まっているところがあるやに伺っておりますので、そういったところの情報も十分収集しながら対応していきたいなというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 8番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 多くは言いません。ぜひ屈足地区の医療については、「これは完璧じゃないけれども、前進したな」というのを、今年中に何とか実現できるように、最後に申し上げて、この問題についての質問を終わります。ありがとうございました。

[廣山輝男議員 降壇]

◎菊地康雄議長 暫時休憩いたします。11時10分までといたします。

(宣告 11時01分)

◎菊地康雄議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時10分)

◎菊地康雄議長 9番、柴田議員。

[柴田信昭議員 登壇]

◎柴田信昭議員 それでは私から1項目、質問いたしたいと思います。平成28年度の執行方針について、お願いしたいと思います。

1. 平成28年度執行方針について

本町では平成27年度、今年度でございますけれども、「第8期総合計画」、「新得町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「新得町過疎地域自立促進計画」を策定いたしました。本町の5年、10年先のまちの発展を展望したまちづくりの基本的な計画であります。

平成28年度は、こうした計画のスタートの年でありまして、28年度の執行方針もこの計画を基本に執行されていくものと思います。

そこで、各分野で基本的な方針、進め方については、前向きに進めようとしていることは一定程度理解できるわけでございますが、具体的な面で見えない部分もございます。これは年度中に検討し、進めていかれるのかと思いますし、後ほど何点か質問したいと思います。

そういう中で、まず28年度に重点的に進めようとしている具体的施策について、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 （発言の訂正）

それでは、柴田議員のほうにお答えいたします。

平成28年度執行方針についてですが、基本的には、新規事業に関わるものや、今まで進めてきた事業で変更するもの、変更がなくても共有すべき情報などを方針として述べているところであります。

ご質問にあります、特に重点的に進めようとしている具体的な施策であります。まちづくりの基本であります第8期総合計画の初年度として、持続可能なまちづくりの実現を目指すとともに、「活性化」、「人づくり」、「安心・安全」、「協働」の4つの柱と、「15の重点施策」をキーワードに、経済、福祉、生活環境、教育、人材の育成など各分野にわたり、発展性のあるまちづくりを推進していきたいと考えております。

その上で、「活性化」につきましては、まちを全国的にピーアールできる絶好の機会となる「日本そば博覧会の開催」、商業活性化につながるプレミアム商品券の発行、将来の観光振興のための「観光経済調査分析」、狩勝高原園地再整備、搾乳牛導入資金貸付、サホロリバーサイド広場拡張整備などの経済・産業施策に取り組み、また、定住、人口対策では、札幌の学生を対象にしたインターンシップ受入事業、地域おこし協力隊事業の拡充など、将来につながる事業に取り組んでいきたいと考えております。

次に4本柱の2つ目であります「人づくり」につきましては、学校環境整備、新得高等支援学校支援補助、全町教育など、次代の人づくりを目指して取り組んでまいります。

4つの柱の3点目であります「安心・安全」につきましては、町民のかたが安心して暮らせる環境の充実のため、地域密着型養護老人ホーム29床施設整備への支援や屈足保育園改築への取り組み、妊婦健康診査助成拡大、防犯カメラ設置、橋りょうや道路の整備事業、消防ポンプ車更新などを図ってまいります。

4つの柱の4つ目の「協働」につきましては、人が集い支え合う地域づくりを目指し、住民組織や各種団体への財政的支援を行うとともに、町民参加によるまちづくりを進めてまいります。

いずれにいたしましても、今後も町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを目指し、取り進めていきたいと考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 9番、柴田議員。

◎柴田信昭議員 いわゆる重点施策、今、お答えいただいたところでございますが。さきほどもお話ししましたように、あの執行方針の中で、具体的な面でちょっと見えない部分がございますので、何点か、ご質問させていただきます。現段階でそれぞれ考えていることをお話しいただければなというふうに思っております。

まず1点目は保健部門であります、生活習慣病対策で栄養に関する相談および指導、それから妊婦相談および訪問支援の強化をするということでございますが、これを具体的にどのようなことに取り組んでいかれるのか、お伺いしたいと思います。

それから、医療部門でございますが、先の廣山議員と全くバッティングしてしまいましたけれども、私も屈足地域の医師の確保については、町長が生活の近いところに医療は必要だということは、長年ずっとその方針できたところでございますけれども、今年度、28年度の方針の中にこのことが載っておりませんでしたので、今後どのような対応をしていくのかなということでご質問したいと思ったのですが。ほとんど廣山議員の答弁で、一応考え方は理解できました。後ほどまた、私のひとつ提案なんかも含めて聞いていただいて、そして検討していただければなというふうに思います。

3点目ですが、農業振興であります。これは、27年度も同様に方針としてありましたが、新規参入の仕組みの検討とありますが、この仕組みの検討、どのように具体的に考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

4点目は、林業振興であります。林業研修制度の創設をするということでございますが、この内容について、お伺いしたいと思います。

また森林認証制度の取得であります、この制度の内容と併せまして昨年度も同様の方針が出されておりましたけれども、この認証制度、毎年取得しなければならないかなというような、ちょっと疑問もあったものですから、ご質問したいと思います。

それから5点目、商工部門でございますが、駅周辺の整備について、商工会との連携、あるいは大学生からの提言があったものを参考にして構想を策定することになっていますが、現状の進捗（しんちょく）状況と策定の見通しについて、お伺いをいたしたいと思います。

6点目でございますけれども、観光でございます。サホロスキー場の新コースのオープンに伴って、観光客の増加が期待されることから、町内への経済効果の拡大を図るということを方針としてうたっているわけでございますけれども、具体的にどういう方策があるのか、お伺いしたいと思います。

この6点について、よろしく願いいたします。

◎菊地康雄議長 坂田保健福祉課長。

◎坂田洋一保健福祉課長 お答えいたします。私のほうからは保健部門ということで。栄養に関する相談および指導を強化していくという具体的な点であります、例年町実施の特定健診を実施しておりますが、その健診の受診結果後、何らかの事後的な指導、もしくは支援が必要なかたに対して、例年「ヘルシーライフ教室」というものを開催しております。

これは主に食生活を中心とした指導の教室であります、この教室を開催しているのですが、来年度からその対象者を拡大いたしまして、糖尿病のかたもしくは高血圧のかたに加えまして、悪玉コレステロールの数値の高いかたも対象にいたしまして、教室を開催していこうかなというふうに考えております。

なお、ヘルシーライフ教室につきましては、例年日中の開催ですが、やはり多くのかたに参加をしていただきたいということで、来年度から夜間の教室の開催も考えまして、広く対象者に周知をいたしまして、受診勧奨に努めていきたいというところが強化する点であります。

それのほかに、特に特定健診等の受診者数、いわゆる受診率の低さをなんとか解消していきたいということで、特に40歳から50歳のいわゆる中高年のかたを対象にした栄養講習会というものを新たに来年度から開催していきたいというふうに考えております。

その中で、食生活の重要性もしくは定期的な健診の重要性を町民に広く伝えていきまして、町民の健康の意識を深めていく、もしくは特定健診の受診率の向上に努めていきたいというふうに考えております。

それから、妊婦相談および訪問支援を強化していくという点であります。最近妊婦さんの高年齢化が進んでいるというところがありまして、やはり妊婦さんの健康管理というのは非常に重要になってくるという点がございます。特に安心して健やかなお子さんを産んでいただきたいという点を重視いたしまして、特に妊婦相談の部分につきましては、例年母子手帳を発行するときに、一定の相談対応をしているところがあるんですが、特に健康面の重視という点で、妊婦さんに今以上に重点的に丁寧な健康管理の説明を加えて、来年度から時間をかけて取り組んでいきたいというふうに考えております。

特に妊婦さんに対する健康意識の変容というところを重点的におきまして、適切な時期に適切に医療機関に受診をしてもらうというのが主な目的であります。

それから、訪問支援の部分でございますが、現在、妊婦さんとうちの保健師のやり取りの中では、妊婦さんがなごみのほうに來所してきた中で、いろんな相談、もしくは面接を実施しているのですが、特に妊娠後期の重要な時期につきましては、支援の必要な妊婦さんに対して、こちらから個別に家庭訪問いたしまして、適切に健康をきちんと管理しているかどうか、もしくは必要な部分については保健師からの指導、支援というものを強化して進めていきたいというふうに考えております。

その他妊婦相談、妊娠後期に係る重要性をパンフレットもしくはポスターを作成いたしまして、広く周知していきたいというふうに考えております。以上です。

◎菊地康雄議長 鈴木産業課長。

◎鈴木義夫産業課長 お答えいたします。農業振興の中の新規参入の仕組みの検討についてでございますけれども、研修農場のシントクアユミルクが、3年間の研修期間を経て、新規就農者や従業員としての人材を育てることを目的に、今年4月に従業員4名と、研修生3名の7名体制でスタートする予定であります。

新年度におきましては、就農場所の確保や新規参入支援などの仕組みづくりを構築し、検討することとしております。

次に林業研修制度についてですが、町内の林業事業体と連携し、人材の確保を目的に林業技術者、技能者の育成に取り組む研修システムを構築するものであります。

具体的には、研修生を3名程度とし、3年の育成期間で町内の林業事業体に派遣し、実務経験と各種研修受講により、木の知識の習得を目指すものであります。

つづきまして、森林認証制度についてですが、昨年5月に十勝管内、新得町を含む17市町村と12森林組合で構成しております十勝森林認証協議会を設立いたしまして、平成28年3月11日に認証を受けることとなりました。

新得町の認証面積は、民有林が全体で6,948ヘクタールが該当し、新年度からはより安定的な認証材の流通を目指し、今後森林経営計画を順守した施業の実施に取り組むこととしております。

なお、期間でございますが、2016年3月11日から2021年3月10日までの5年間は、今回の認証期間でございます。

次にサホロスキー場の拡張に伴う町内への経済波及の拡大についてですが、来シーズン12月に予定の新コースオープンに伴い、観光客入込み数の増加が見込まれることから、町としては、町内の経済波及効果を高めるため、新得駅からリゾート間の無料バス運行の継続や、商店街のピーアール用外国版パンフレットの作成、サホロリゾートエリア内の山小屋の再整備による観光ピーアールを実施するなどの取り組みを行ってまいります。以上です。

◎菊地康雄議長 佐藤地域戦略室長。

◎佐藤博行地域戦略室長 駅前再整備の関連のご質問がありましたので、私のほうからお答えします。

駅前広場の再整備につきましては、整備の在り方を検討する一環としまして、昨年、東京にある法政大学の木造建築学を研究している学生に整備案の検討をいただきました。

その後の検討、申し訳ございません、ちょっと進んではいないのですが、行政の持っている土地以外に、民地に広まるというか、民地に係るさまざまな意見もございますので、この辺なかなか難しいなと思っております。慎重に考えていかなくてはいけないかなというふうには思っております。

その中で、新年度、商工会さんのほうで駅周辺の商工業地域に関する調査、研究というものが計画されております。駅前の再整備との関連もあると思いますので、それらの考え方も含めて、検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◎菊地康雄議長 9番、柴田議員。

◎柴田信昭議員 いろいろと各項目にわたって具体的な取り組みについて、答弁いただいたのですが、ぜひ積極的なひとつ取り組みをお願いしたいというふうに思います。

そこで、若干私から、何点かちょっと提案をいたしたいと思いますが、まず医療部門でございますが、新得町は町立病院は持たないということで今日まで来ております。今後とも持たない方針であるわけでございますけれども、屈足地域では、さきほどの町長の答弁にもありましたけれども、なかなか個人病院での開業は採算の面から見てなかなか難しいのかなというふうに思っています。

そうした中で提案であります、地域住民の不安を少しでも軽減するために、予防医療に力を注いではというふうに思っております。

そのために、現在保健師を1名、屈足には配置しておりますけれども、この保健師を増員し、各家庭の巡回で生活チェック、あるいは栄養の相談、健康相談等を行い、病気の早期発見、早期治療によって、少しでも地域住民の不安を除けるのではないかなというふうに思っているところでございます。

これは、介護予防対策、介護保険法が改定になりまして、変わった点もございまして、介護予防との連携も深まるのかなというふうに思っております。

参考でございますけれども、過去に数年前でございますけれども、長野県が日本で一番長寿の県になったということでございました。人口の割合に病院の数は非常に低い。

しかし、保健師の人数が人口の割に一番多かったということで、何をやっているかという、やはり予防医療を徹底してやっていたことが一番長寿の県になったというような例もあるわけでごさいます、そういったものの取り組みができないかなということで、ぜひ検討していただきたいというふうに提案をいたしたいと思います。

2点目、農業振興でごさいますけれども、後継者がいなくて農業を継続できなく、やむなく離農を強いられるため、新規就農者を確保するための方策であると思いますが、今後の農業でやはり心配することはT P Pの行方、その後の国の支援策であります。

いずれにいたしましても、この先徐々にこのままでは農業経営、厳しくなるのかなというふうに思っております。

従来の計画生産のもと、生産調整だとか、また自由化のもと等で離農が相次ぎ、その跡地を既存の農家が農地を引き継ぎ、規模拡大を図りながら、現在に至っているところでごさいます。

このたびのT P Pの問題で、関税率の引き下げや撤廃がされれば生産物の価格が引き下げられ、農業を継続するためにはさまざまな経営の見直しを強いられるのではないかと思います。

そういう中には、規模の拡大も離農地の後、規模の拡大も考えなければならなく、この農地の取得が新たな課題にもなるのかなというふうにも思っております。

また、新規就農者の確保であります、従来も新規の就農者は各農家で一定期間実習し、研修での習得、経営者としての研修を積み、独立をして就農するいわゆる継承就農が主でありました。このことがたいへん大事だというふうに思います。

そういう中で、新規の希望者が出た段階で、研修受け入れ協力農家を指定して、いろいろと新規就農にあたっての指導をしていただく、そういう制度、そしてそれに対しての支援制度を考えていってはいいいのかなというふうに思っております。

さきほど研修牧場ということでございました。これはこれでいいのですけれども、やはり新規就農といった場合に、研修農場は非常に規模の大きい牧場でごさいます、そこで技術の指導というのはいいのですが、実際に個人の就農ということになりますと、例えば搾乳1つあげても、研修農場はロボットでごさいますけれども、一般の農家の場合はやはりパイプラインかミルクカーとか、そういうものになるかというふうに思います。これは1つの例でごさいますけれども。

そのほかにもいろんな面で、研修牧場だけでは習得できない部分はやはり個別の農家で、研修牧場を出てからでも、一定程度個人の農家でいわゆる研修を積む必要があるのかなというふうに思っておりますので、この辺も考えながら施策をまとめたほうがいいのかなというふうにご提案をしたいと思います。

それから、観光の面でごさいますけれども、夜間バスを運行すると。サホロリゾートから新得駅まで、夜間バスを運行すると、送迎を行うと。そして、いわゆる「まちなか」の経済活性化をするということ、これはこれでいいと思うんですけれども、やはり町の中で、何か体験したり、楽しむような催し物を考えなければならないのではないかなというふうに思っております。

最近、雪のない国の外国観光客が増加しているということから、例えばでごさいますけれども、スキー場は夕方4時か4時半ぐらいになったら終わりますから、その後にスケート教室をやったりとか、あるいは雪像づくりをやったりとか、雪合戦をやっている町村もあるようですけれども。あるいは新得町のスポーツでありますフロアカーリン

グだとか、今朝、人間ばん馬をやっているなんていうようなことが新聞にも出ておりましてけれども、そういうような催し物、われわれ雪の降る地域で育つとたいしたことないと思うんですけれども、雪のない地域の人からすれば、非常に楽しそうにやっているというようにございますから、そんなことも考えたらいいのではないかなと。

「まちなか」には空き地もあります。旧市場あるいは旧越中屋旅館のところも空き地になりましたけれども、冬場の間ちょっとの期間、そういったものを利用しながら、何かできないのかなということ、これらも検討してみてもどうかということでご提案をしたいと思います。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。まず職員体制全般の話をさせていただきます。

ご承知のとおり、昨年4月で正職員ですけれども111名、今年の4月1日では114名で臨ませていただきます。目的については、やはり世代交代の中で次の世代をどうつくっていくかという、そういったこともあって増やしている部分もありますし、また子育てということを意識して増やした部分もあります。

その上で今、個別具体的に予防医療という話でありまして、保健師の話がありました。必要性については、十分認識をしております。特に最近、いろんな意味で子育てに対する不安、医療に対する不安、日常の生活に対する不安と、いろんな声がありますので、そういったことを念頭に置きながら、われわれ行政としてのできる範囲と、またどなたかにお願いをして対応していく範囲という、そういったものをきちんと整理した上で、提案に応えられるように何か考えていきたいなというふうに思っております。

次、農業振興であります。私どもも研修農場ができたから次の人材がすぐ育っているなんて、議員から指摘があったとおり考えていないのも相当ありまして、やはり現場に出てそういったかたに教わっていかないと、四季折々のやはり作業もあると思いますし、季節に応じたもの、土地の状態に応じたものと、そういった現場に行かないと分からないことがやはり多々あるかなと思っておりますので、どなたがふさわしいかも含めて、やはり次につながるという意味で、そういう体制というものも考えていきたいなと思っております。

次に観光であります。まちに下りていただいた中での体験と、これらについても提案がありましたので、担当課の中で十分議論させていただいた上で、地域の振興につながるような、そういったものが見いだせれば、対応していきたいなというふうに思っています。以上であります。

[柴田信昭議員 降壇]

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

[湯浅真希議員 登壇]

◎湯浅真希議員 私からは通告に従いまして、まちづくりと市街地の土地利用について、質問させていただきたいと思っております。

1. まちづくりと市街地の土地利用について

本町の2月末現在の人口は6,212人、うち60歳以上は2,687人、約43パーセントとたいへん高い年齢構成となっております。

高齢者をはじめとするかたがたが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる環境の確保は、極めて重要な課題であると考えます。

施設の充実も重要ですが、同時に元気に安心して年を重ねていく日常生活の充実も大切ではないかと思います。「福祉のまち新得」と言われていますが、人口減少が続き年齢構成が大きく変化していく中、どのような「まちなか」を目指しているのか、町長の考えをお伺いします。

また、世代間交流住宅などの目的で、昨年町が市街地の土地を購入していますが、具体的な構想、その後の進捗（しんちよく）状況などございましたら、併せてお伺いします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 湯浅議員のご質問にお答えします。

高齢になられたかたが、今までと同じように安心して暮らし続けられる環境の確保ということではありますが、今後さらなる高齢化の進展や人口減少、高齢単身世帯や老夫婦世帯、また、介護を必要とするかたの増加などにより、高齢者のかたがたの取り巻く環境というのは、大きく変化しようとしているところであります。

そうした中、議員からお話しのあります日常生活の充実と、われわれもそのとおりというふうに考えておりました、現状でもそれぞれのかたがたが、それぞれの目的に応じて趣味を広げたり、ボランティアの参加、町民大学への入校などに取り組まれているというふうに考えておりますけれども、必要があればこれからもそういった日常生活の自立を図るいろいろなものを対応していきたいなと思っております。

また、ご質問にあります、どのような「まちなか」を目指しているのかということでもあります。基本的には高齢になられたかたがたが生き生きと、そしてできる限り要介護状態に陥ることなく、住み慣れた家庭や地域で暮らし続けることができる町というふうに考えております。そのためにも医療や介護をはじめ、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築にも取り組んでおり、障がいのあるかたも含めて、将来にわたって安心して生活できる福祉環境を整えていきたいと考えております。

次に、昨年購入しました新得市街地の土地につきましては、「まちなか」の空き地を解消するとともに、課題として捉えております子育て世代への支援、町外からの通勤者の対策、若者や単身赴任者向けのいわゆる下宿、高齢者向けの住宅の整備を考えておりました、これらをもとに市街地の空き地を埋め、定住を促進していきたいというふうに思っており、そのために土地の確保をしたところであります。

これにつきましては、新得市街に限らず、屈足地区についても、空き地の解消の1つの方法として、そういったものを念頭に置きながら、これから対応していきたいというふうに思っております。

なお、具体的な構想ということでもありますけれども、現在の取得した土地を含めて、隣接地の状況を見極めながら、管理体制、それから財政問題などの整理を進め、素案がまとまり次第、関係するかたがたと意見交換を行いながら、重要密度の高いものから順次着手をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 今、ご答弁いただきました中に、「住み慣れた家庭や地域で暮らし続けることができるまちづくりを」とおっしゃいました。このことはこれから先、たいへ

ん重要になってくると思います。

この上で、高齢者のかたも、障がいをお持ちのかたも、子育て世帯も、誰もが使いやすい「まちなか」を計画的に作っていく必要があるのではないのでしょうか。

今回、購入された土地の活用については、諸条件が整い次第意見交換を行いながら進めていきたいとのことですが、本町では新しく福祉施設の建設も進む中、若い人たちの住宅不足も心配されています。若い世代が中心地に住めるよう、定住促進住宅の早期建設が望まれています。

そういったことを踏まえて、将来にわたって持続可能な土地の有効活用が求められておりますので、町として中長期的な土地利用計画の作成をお願いしたいと思います。

それと同時に、購入した土地に関しましては、早めの活用が求められます。具体的な作業はいつぐらいを考えておられるのか、お答えいただける範囲で構いませんので、お伺いします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 まず、個別具体的な土地の利用ということで、お話しをさせていただきます。

今の状況で年度はたいへん申し訳ないんですけれども、明示できないんですけれども、しかし、私どもの若手の職員のほうに、「自分がもし住むとしたら、どういう住宅がいいのか」というのを投げかけさせていただいておりまして、それらが近いうちにまとまるというふうに聞いておりますので、それを参考にしながら「案」というものを作っていくたいなというふうに思っております。

特に優先順位というものを今、持ち合わせてはいないんですけれども、熟度の固まったものからいきたいという、そういう思いもありますけれども、湯浅議員からありました若い人かたというのは、特に食生活等の乱れも非常に多いというふうに聞いておりますので、そういったほうにも、場合によっては先に手を付けさせていただくこともあろうかなというふうに思っています。

併せて、町全体の将来を見据えた土地利用の計画ということであります。先輩からいろいろ伺ったことがありまして、結果的に新得町全体の町のゾーンをつくっていくという話が過去からありまして、結果的になかなか1つのゾーンをどうするかというのがまとまりきってはいないという、そんな認識を持っていますけれども。

しかし、新得町、この限られた中で、いかにやはり「まちなか」に人が集うという意味では、町全体がある意味全てが入り交じったゾーンかなという、そんな認識も持っている部分もあるんですけれども、湯浅議員の考えている土地利用、それからわれわれが現状で考えている思いというものを、ぜひこれからどこかの機会でもたあためて議論させていただければ、もうちょっと深まるかなと思っておりますので、ぜひ別の機会にまたお話しをさせていただきたいなというふうに思っています。以上であります。

◎菊地康雄議長 7番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 土地の利用について「いつ」というのは、たいへん難しいかと思っておりますけれども、なるべく早めに活用方法を決めていただいて、そこがいつまでも空いているということのないように、ぜひお願いしたいと思います。

そして、この町に暮らしているかたたちがこれから先、どのような「まちなか」で、どのように年を重ねていきたいのか、そういった声にもぜひ耳を傾けていただいて、誰もが使いやすい「まちなか」というのを将来的にはつくっていくように計画を作成し

ていただきたいと思います。そして、町長には、スピード感を持ってこれからも良いまちづくりを目指していただきたいと思います。

私からはこのことをお願いして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

[湯浅真希議員 降壇]

◎菊地康雄議長 2番、村田議員。

[村田博議員 登壇]

◎村田博議員 私からは介護の人材確保について質問いたします。

1. 介護の人材確保について

介護の現場では、介護人材の不足が大きな問題となっています。厚生労働省が2025年の介護人材に係る需給推計で37万7,000人不足すると発表し、介護現場での人材確保は喫緊の課題となっています。

本町においても、厚生協会が4月から運営する20床の地域密着型特別養護老人ホームや新設の社会福祉法人が運営する29床の地域密着型特別養護老人ホームの整備があります。施設を整備しても、そこで働く介護職員などが配置されなければ、運営自体が成り立たなくなると危惧されます。

そこで以下、具体的に質問します。

1つ、厚生協会が4月から運営する20床の特養の介護職員の人材確保の状況は。

1つ、新設法人が運営する29床の特養の人材確保の動きなどは。

1つ、介護職員の不足についての町長の認識と町としての今後の対応策は。

以上3点について、質問します。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 村田議員のご質問にお答えします。

社会福祉法人厚生協会が4月から運営します地域密着型特別養護老人ホーム20床の介護職員の確保状況についてであります。必要な介護職員数10名に対しまして、現在必要数を確保したというふうに確認しております。

なお、法人全体では、20名程度の採用予定に対しまして、現在17名が確保されている状況と伺っております。

次に、新設法人が運営する地域密着型特別養護老人ホーム29床の整備は、平成28年度今年度4月以降に工事を着手しまして、平成29年度の4月以降の開所予定で進めていく予定になっております。運営に要する必要な介護職員数は18名程度と伺っており、現在、専門学校または大学に対して、特養整備に関する周知を進め、人材の確保に努力されているというふうに伺っております。

次に3点目が一番というふうに思いますけれども、介護職員の確保ということにつきましては、各事業者がさまざまな機会を通じて人材の確保に取り組まれているものの、非常に厳しい状況にあるというのは認識しております。

結果、町として、これまでに対応してきたことでありますけれども、昨年、事業者のかたが参加される福祉ガイダンスや就職説明会などに職員も同行させまして、情報収集を進めるとともに、広く学生等に新得町のピーアールをさせていただいたところであります。

また、町のホームページに求人情報を掲載しているほか、移住相談におきましても、情報提供や介護職業務に従事してもらう地域おこし協力隊員の募集を進め始めたところでありまして、さまざまな形で人材の確保を図っていくよう行政としても努力をしているというふうに考えております。

いずれにしても、今後においても引き続き努力をしていかなければならないというふうに考えております。以上であります。

〔浜田正利町長 降壇〕

◎菊地康雄議長 2番、村田議員。

◎村田博議員 介護人材を確保するために、島根県浜田市のようなシングルペアレントの移住対策や、家賃補給、給与上乘せなど、具体的な支援の考え方はないでしょうか。回答をお願いします。

◎菊地康雄議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。あるかないかという、そこだけ見ればいろんな方法というのは、選択肢として必要な部分もあろうかなと思っていますので、それはそれで、内部でも提案をきちっと整理させていただきたいなと思っています。

その上で、議員のほうから介護の人材のお話をいただきましたけれども、議員自身も十分理解されていると思うんですけれども、担い手の不足というのは、新得町のようなこういう小さなところでも、ほとんどの産業分野に関わってきている問題でありまして、これは新得のみならずということでもありますけれども、なんとか町全体の中で、どうそういったかたがたを確保していくかと、ほかの町村も含めてですけれども、いろんな悩みを持っておりますので、そういったことも頭に置きながら、全体のバランスの中で各種いろんな取り組みというものを対応していきたいなというふうに思っております。以上であります。

◎菊地康雄議長 2番、村田議員。

◎村田博議員 新得は福祉のまちと言って一応やっておりますけれども、移住対策だとか、定住につながるといいますので、ぜひそのように早急に提案したものをさせていただきたいと思っています。これで以上、終わります。ありがとうございます。

〔村田博議員 降壇〕

◎菊地康雄議長 これにて一般質問を終結いたします。

◎休 会 の 議 決

◎菊地康雄議長 お諮りいたします。

議案調査のため、3月15日から3月17日までの3日間、休会することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、3月15日から3月17日までの3日間、休会することに決しました。

◎散 会 の 宣 告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（宣告 12時00分）

平成28年第1回新得町議会定例会（第3号）

平成28年3月18日（金曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第3号）
1	議案第16号から 議案第28号まで	予算特別委員会の審査結果報告書
2	議 案 第 2 9 号	防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
3	議 案 第 3 0 号	平成27年度新得町一般会計補正予算
4	議 案 第 3 1 号	議員派遣の件
5		閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○会議に付した事件

諸般の報告（第3号）

議案第16号から
議案第28号まで

予算特別委員会の審査結果報告書

議 案 第 2 9 号

防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議 案 第 3 0 号

平成27年度新得町一般会計補正予算

議 案 第 3 1 号

議員派遣の件

閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○出席議員（12人）

1 番 長 野 章 議員
3 番 湯 浅 佳 春 議員
5 番 貴 戸 愛 三 議員
7 番 湯 浅 真 希 議員
9 番 柴 田 信 昭 議員
11番 高 橋 浩 一 議員

2 番 村 田 博 議員
4 番 佐 藤 幹 也 議員
6 番 若 杉 政 敏 議員
8 番 廣 山 輝 男 議員
10番 吉 川 幸 一 議員
12番 菊 地 康 雄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	浜	田	正	利
教 育 委 員 会 委 員 長		浦	山	兼	一
監 査 委 員		下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副 町 長	田 中 透 嗣
総 務 課 長	武 田 芳 秋
地 域 戦 略 室 長	佐 藤 博 行
町 民 課 長	渡 辺 裕 之
保 健 福 祉 課 長	坂 田 洋 一
施 設 課 長	鈴 木 隆 義
産 業 課 長	鈴 木 義 夫
児 童 保 育 課 長	鈴 木 貞 行
町 民 課 長 補 佐	若 原 俊 隆
保 健 福 祉 課 長 補 佐	橋 場 め ぐ み
産 業 課 長 補 佐	福 原 浩 之
産 業 課 長 補 佐	佐 々 木 隼 人
屈 足 支 所 長	金 田 将 光
出 納 室 長	木 村 秀 利
庶 務 係 長	小 林 健 雄
財 政 係 長	桑 野 恒 雄

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	斉 藤 仁
学 校 教 育 課 長	石 塚 将 照
社 会 教 育 課 長	岡 田 徳 彦

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長	初 山 一 也
---------	---------

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	西 山 喜 代 司
書 記	菊 地 克 浩

◎開 議 の 宣 告

◎菊地康雄議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎諸般の報告（第3号）

◎菊地康雄議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 議案第16号から議案第28号まで 予算特別委員会の審査結果報告

◎菊地康雄議長 日程第1、議案第16号から議案第28号までを議題といたします。

本件について、予算特別委員会委員長の報告は別紙のとおり原案可決であります。

本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

本件については、委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第16号から議案第28号までについては、委員長の報告どおり決しました。

◎日程第2 議案第29号 防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

◎菊地康雄議長 日程第2、議案第29号、防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。武田総務課長。

[武田芳秋総務課長 登壇]

◎武田芳秋総務課長 議案第29号、防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

下段の提案理由でございますが、西十勝消防組合が解散し、とにかち広域消防事務組合に移行することに伴い名称などを変更するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

第3条第5項第7号中「西十勝消防組合」を「とにかち広域消防事務組合」に改め、本年4月から、新得消防団および屈足消防団が新得町に所属となるため、同項第8号に新たに「新得消防団長及び屈足消防団長」を加えるものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

[武田芳秋総務課長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第29号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。
よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第30号 平成27年度新得町一般会計補正予算

◎菊地康雄議長 日程第3、議案第30号、平成27年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。田中副町長。
[田中透嗣副町長 登壇]

◎田中透嗣副町長 議案第30号、平成27年度新得町一般会計補正予算、第13号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,849万2,000円を減額し、予算の総額を79億7,411万7,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の追加によるものでございます。
3ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正では、通知カード・個人番号カード関連事務事業以下2事業について、完了が28年度中になるため、繰越明許費を計上してございます。

6ページ、歳出をお開きください。

3款、民生費、福祉対策費、19節、負担金、補助及び交付金では、事業費確定のほか、新たに交付金が決定的になったことに伴い、補助金の減額をしてございます。

なお、屈足地区福祉住宅等整備事業につきましては、外構工事等一部の完成が28年度中になるため、繰越明許費を設定してございます。

6款、農林水産業費、農業振興費、負担金、補助及び交付金では、事業費の確定、10款、教育費では、入学資金貸付の決定に伴い、それぞれ減額補正をしてございます。

5ページ、歳入にお戻りください。

1款、町税では、決算見込みにより、増額補正をしてございます。

15款、道支出金、社会福祉費補助金では、屈足地区福祉住宅等整備事業に係る財源として、地域づくり総合交付金を新たに計上してございます。

農業振興費補助金では、強い農業づくり事業補助に係る補助金額確定に伴い、減額をしてございます。

18款、繰入金では、今回補正の財源調整として、保健・医療・福祉基金、財政調整基金をそれぞれ減額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。
[田中透嗣副町長 降壇]

◎菊地康雄議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 討論はないようですので、これから議案第30号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎菊地康雄議長 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第31号 議員派遣の件

◎菊地康雄議長 日程第4、議案第31号、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、提案理由の説明を省略することに決しました。

本件は原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張ならびに細部の取り扱い、あらかじめ議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張ならびに細部の取扱いは、あらかじめ議長に一任することに決しました。

◎日程第5 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎菊地康雄議長 日程第5、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手もとに配布のとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎菊地康雄議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

◎菊地康雄議長 以上をもって、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしま

した。

これにて、平成28年定例第 1 回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時08分)
